

令和元年度第3回岩手県子ども・子育て会議

日 時：令和元年9月12日（木）14：00～

場 所：岩手県産業会館 7階会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 岩手県社会的養育推進計画の検討状況（資料1）
- (2) 岩手県子どもの生活実態調査結果の検討状況（資料2）

3 議 題

次期「いわて子どもプラン」中間案について（資料3-1～3-4）

4 その他

第4回岩手県子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について（資料4）

5 閉 会

配布資料一覧

- ・ 出席者名簿、座席表、岩手県子ども・子育て会議条例
- ・ 「岩手県社会的養育推進計画（素案）」の概要・・・・・・・・・・・・・・・・【資料1】
- ・ 岩手県子どもの生活実態調査結果の検討状況・・・・・・・・・・・・・・・・【資料2】
- ・ 第2回会議におけるプラン（素案）に対する意見への対応状況・・・・・・・・【資料3-1】
- ・ 「いわて子どもプラン」（中間案）における主な変更点について・・・・・・・・【資料3-2】
- ・ 次期「いわて子どもプラン」（中間案）・・・・・・・・・・・・・・・・【資料3-3】
- ・ 「いわて子どもプラン」改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・【資料3-4】
- ・ 岩手県子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について・・・・・・・・【資料4】

令和元年度 第3回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】

委嘱期間:平成29年12月1日～令和元年11月30日

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	紫波町立古館保育所父母の会	会長	菊池 伸哉	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定子ども園PTA連合会	会長	池内 史子	
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	浦田 学	
子ども・子育て支援事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲田 泰文	欠席
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
		岩手県私立保育園連盟	会長	遠藤 一子	
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	協議会委員	阿部 幸子	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	坂本 洋	
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	副理事長	両川 いずみ	
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会 岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	中川 誠悦	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	米田 ハツエ	
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
岩手県母子寡婦福祉連合会		会長	松本 笑子		
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	遠山 宜哉	
		盛岡大学短期大学部	教授	大塚 健樹	
その他知事が必要と認めるもの	行政	宮古市	こども課長	伊藤 貢	欠席
		岩手町	健康福祉課長	築場 睦子	欠席
	教育	岩手県小学校長会	杜陵小学校長	村中 ゆり子	
		岩手県中学校長会	常任理事	村上 淳哉	欠席
	保健医療	岩手県医師会（小児科）	常任理事	金濱 誠己	
		岩手県医師会（産科）	常任理事	吉田 耕太郎	欠席
	労働	岩手経済同友会	専務理事・事務局長	藤澤 光	欠席
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	事務局長	佐藤 伸一	
	報道	株式会社IBC岩手放送	アナウンス部主事	平塚 奈穂美	

出席:18名 欠席:7名

【事務局】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
保健福祉部	子ども子育て支援課	総括課長	門脇 吉彦
		子ども家庭担当課長	高橋 正志
		少子化・子育て支援担当課長	大内 毅
		主任主査	才川 拓美
		主査	菅原 孝明
		主査	中村 淳一
		主事	高橋 昌平

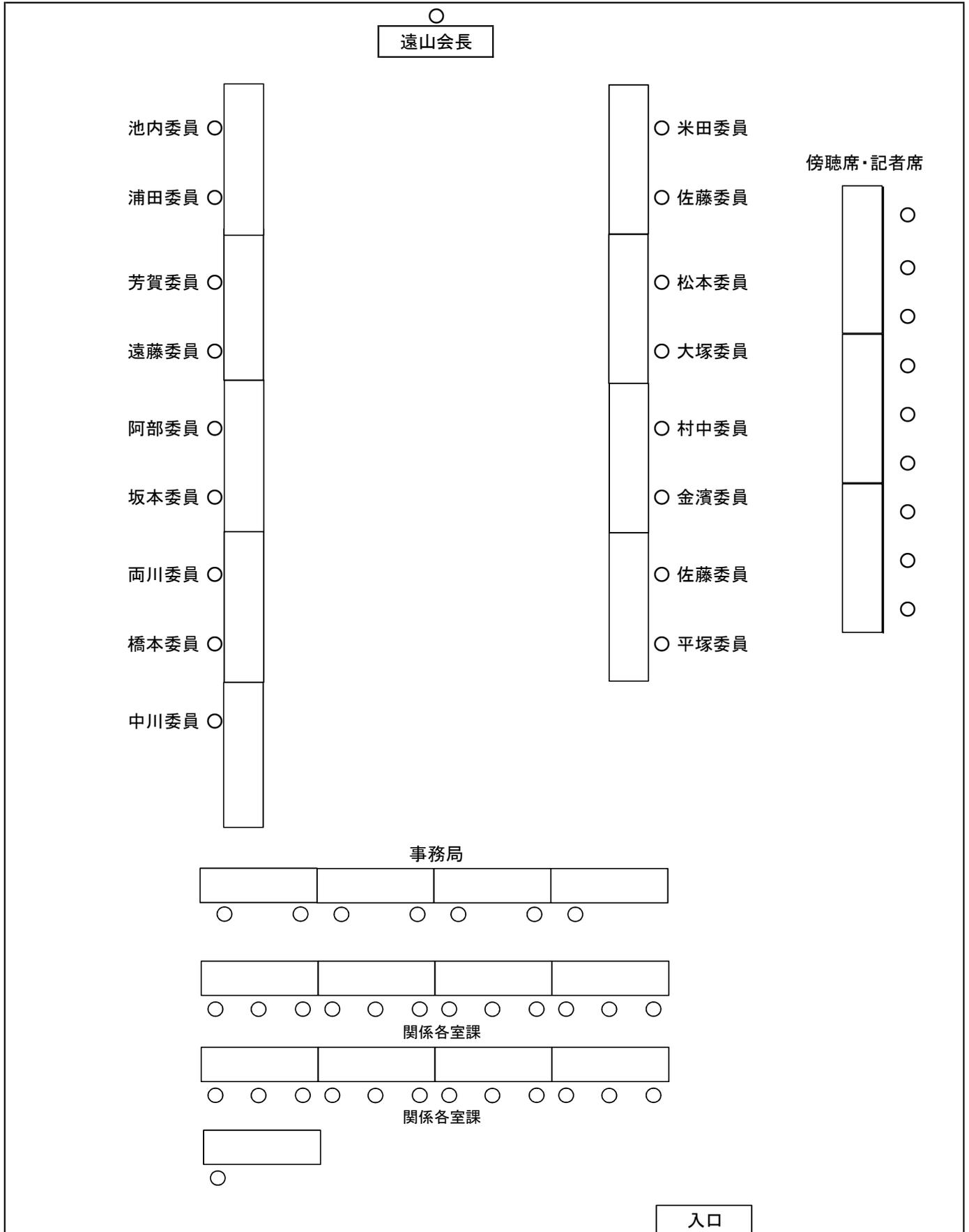
【いわて子どもプラン関係室課】

部 局 名	課 室 名	職 名	氏 名
総務部	総務室	主査	古舘 俊也
	総合防災室	主任主査	佐々木 裕輝
政策地域部	政策推進室	主任主査	久保 和重
	学事振興課	私学振興担当課長	中村 葉子
環境生活部	環境生活企画室	主査	成田 雄氣
	県民くらしの安全課	主査	富手 千秋
	若者女性協働推進室	主査	高橋 省一
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	阿部 真治
	地域福祉課	生活福祉担当課長	浅沼 修
	障がい保健福祉課	主査	二本松 芳紀
	医療政策室	主査	大沢 純子
商工労働観光部	商工企画室	主査	松本 潤
	定住推進・雇用労働室	主査	菊池 心光
農林水産部	農林水産企画室	主任主査	千葉 智貴
県土整備部	県土整備企画室	主査	小田島 淳
	建築住宅課	主査	高杉 諭吏
教育委員会事務局	教育企画室	教育企画推進監	大畑 光宏
	学校調整課	主査	鈴木 寿子
	学校教育課		
	生涯学習文化財課	主任社会教育主事	鈴木 玲子
	保健体育課	主任主査	熊谷 延也
警察本部	警務課	係長	寺島 英明
	生活安全企画課	課長補佐	内田 憲
	少年課	少年企画補佐	中村 祐二
	サイバー犯罪対策課	サイバーセキュリティ対策官	荒川 聡
	交通企画課	高齢者安全対策補佐	菅原 謙二

令和元年度第3回子ども・子育て会議 座席表

日時：令和元年9月12日(木)14:00~16:00

場所：岩手県産業会館7階会議室



○岩手県子ども・子育て会議条例
(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正〔平成 26 年条例 102 号〕

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 20 日条例第 102 号)

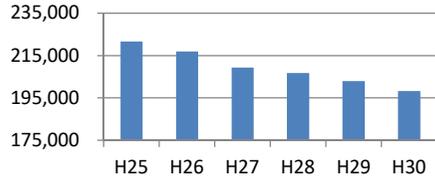
- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定による調査審議(同法第 17 条第 3 項に係るものに限る。)を行うことができる。

「岩手県社会的養育推進計画(素案)」の概要

社会的養護をめぐる状況

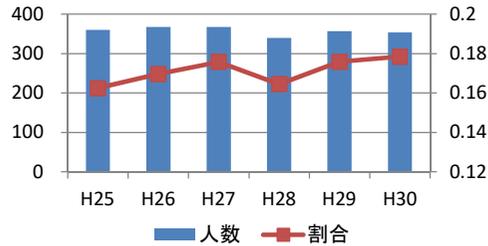
1 児童人口(20歳未満)

県内の児童人口は、少子化に伴い減少傾向が続いています。



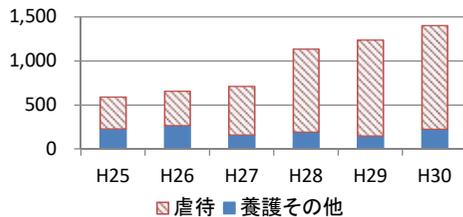
2 要保護児童数及び児童人口に占める割合

乳児院、児童養護施設及び里親等に措置される要保護児童数は、H28に減少した後、再び増加傾向となっています。



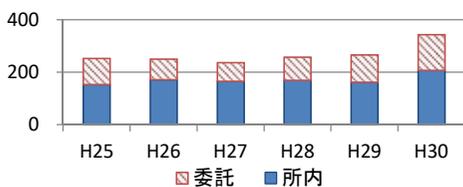
3 養護相談件数

児童虐待を主とする養護相談件数は年々増加し、過去最高となっています。



4 一時保護児童数

児童虐待相談等の増加に伴い、一時保護児童数も増加しています。



計画の性格

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境のもとで養育されるための取組や、社会での自立に向けた支援の取組などを推進するため、国の通知に基づき「いわて子どもプラン」の部門別計画として策定するものです。

計画策定の経緯

1 社会的養護の課題と将来像(H23.7)(国の有識者による委員会とりまとめ)

・原則として里親等による家庭養護を優先し、施設養護もできるかぎり家庭的な環境の形態に変えていくことが求められました。

3 児童福祉法改正(H28)、4 新しい社会的養育ビジョン(H29.8)

・子どもが温かく安定した家庭で養育される「家庭養育優先原則」を徹底することとされました。
 ・「乳幼児里親委託等率75%、学童期以降の里親等委託率50%」が国の目標として示され、各都道府県が実態を踏まえつつ目標を定めることとされました。
 ・ビジョンに示された項目を網羅する都道府県計画を令和元年度中に策定することとされました。

2 岩手県家庭的養護推進計画の策定(H27.3)

・国のとりまとめに基づき、里親への委託の推進や施設の小規模化等に取り組んでいます。(H27~H41(R11))

5 岩手県社会的養育計画の策定

・家庭的養護推進計画を全面的に見直し、岩手県社会的養育推進計画を今年度中に策定する予定としています。

策定スケジュール

平成30年6月 : 第1回家庭的養護推進検討会
 平成30年12月 : 第2回家庭的養護推進検討会
 平成31年1月 : 児童養護施設入所児童との意見交換会
 平成31年1~2月 : 乳児院、児童養護施設へのヒアリング
 令和元年6月 : 第1回社会的養育推進検討会
 令和元年7月 : 第2回社会的養育推進検討会
 令和元年8月 : 第3回社会的養育推進検討会

令和元年9月 : 子ども子育て会議
 令和元年12月 : 県議会常任委員会
 第4回社会的養育推進検討会
 パブリックコメント
 令和2年1月 : 子ども子育て会議
 令和2年2月 : 岩手県社会福祉審議会(報告)
 令和2年3月 : 県議会常任委員会(報告)

計画の期間

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
現計画(H27~)														
(家庭的養護推進計画)				策定		(社会的養育推進計画)								
新計画(前期)							新計画(後期)							

計画の骨子

【項目】	【基本方向・施策の推進方向】
1 当事者である子どもの権利擁護の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常的に子ども達の気持ちや意見を汲み取る機会を確実に確保。 ○ 子どもから意見表明があった場合などに、第三者機関等が調査・審議して意見を行う枠組みの構築。など、子どもの意見の代弁や権利擁護の方策を検討。
2 市町村の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点設置に向け市町村を支援。
3 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過去10年間の要保護児童数及び一時保護児童数の平均伸び率を考慮して、計画期間内における代替養育を必要とする児童数を算出。 ○ 現状の要保護児童数に潜在的需要見込み数を加算。 ○ 将来的に代替養育を必要とする児童が確実に支援を受けられるよう配慮。 <p>【代替養育必要児童数の見込み】計画初年度(H30)417人⇒計画終了年度(R11)516人</p>
4 里親等への委託の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一律に国の目標値に合わせるのではなく、岩手県の実態を踏まえて里親委託率を算出。 ○ 施設入所児童ひとり一人の状態、保護者の不同意などの要因を考慮して、以下のとおり設定。 <p>【委託率の目標値(R11年度時点)】47.9% ※H30年度の委託率:22.3%(震災による親族里親を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 里親支援専門児童福祉司の配置、里親のリクルートや研修業務等の充実により、里親委託を推進。
5 パートナー保障のための支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別養子縁組が必要な子どもに永続的で安定した養育環境が提供されるよう、子どもや養親等を支援。
6 施設の多機能かつ地域分散化、高機能化・機能転換に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の多機能化、地域分散化等へ向け必要な施設整備のための財政支援を行うとともに、施設職員の人材育成、資質向上のための研修等を拡充。
7 一時保護環境の充実等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全かつ安心できる一時保護環境を整備。保護所内における児童の権利擁護を徹底。
8 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等を退所した児童の自立の促進に向けた相談支援体制の継続、拡充等。
9 児童相談所の強化等に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童相談所における専門職員の増員と人材育成、資質の向上のための研修の充実等。 ○ 国が促進する中核市への児童相談所設置について、盛岡市の意向を確認しながら必要な支援を実施。

岩手県子どもの生活実態調査結果の検討状況について

1 検討経過

「岩手県子どもの生活実態調査結果検討委員会」を設置し、分析方法や、分析から見える課題等について検討いただいている。

令和元年7月22日	第1回岩手県子どもの生活実態調査結果検討委員会
令和元年8月27日	第2回岩手県子どもの生活実態調査結果検討委員会

【検討委員会での主な意見等】

- 子どもの自己肯定感などの項目については、収入階層や世帯類型以外の視点で、背景を丁寧にみていく必要がある。子どもと親の時間的な接点が少ないことが、収入階層の後ろにあるのではないか。
- 様々な支援メニューがあるが、制度が浸透しておらず、必要な支援につながっていないのではないか。
- 経済的支援を充実していくのは難しい。相談や就労支援等の機会の提供や、アクセス、サービスの質の向上を図る必要がある。
- 貧困対策は、福祉だけでなく、学校や企業など、いろいろなところが努力をする必要がある。

2 今後のスケジュール

検討委員会における分析結果を踏まえ、同じ委員による「子どもの貧困対策推進計画部会」において対応方策を検討し、今年度中に「いわての子どもの貧困対策推進計画」を策定する。

令和元年9月下旬	岩手県子どもの生活実態調査結果検討委員会 ・ 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」中間報告案とりまとめ 子どもの貧困対策推進計画部会 ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」素案検討
令和元年10月下旬	子どもの貧困対策推進計画部会 ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」中間案検討
令和元年10月下旬	9月定例会常任委員会 ・ 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」中間報告
令和元年12月上旬	12月定例会常任委員会 ・ 「岩手県子どもの生活実態調査報告書」最終報告
令和2年1月	子どもの貧困対策推進計画部会 ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」最終案検討
令和2年2月	第2回社会福祉審議会 ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」最終案報告
令和2年3月	2月定例会常任委員会 ・ 「いわての子どもの貧困対策推進計画」最終案報告

第2回会議におけるプラン(素案)に対する意見への対応状況

【各反映区分の内容】

「A(全部反映)」:意見の内容の全部を反映し、プランを「中間案」に向けて修正したもの
 「B(一部反映)」:意見の内容の一部を反映し、プランを「中間案」に向けて修正したもの
 「C(趣旨同一)」:意見とプランの趣旨が同一であると考えられるもの
 「D(個別計画の策定及びプランの推進等に当たって参考とするもの)」:プランを修正しないが、個別計画の策定及びプランの推進に当たって参考とするもの
 「E(対応困難)」:A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
 「F(その他)」:その他のもの(計画等の案の内容に関する質問等)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
1	遠藤一子 委員 (岩手県私立保育園 連盟)	第三章計画 の推進 第1計画推進 のためのそれ ぞれの役割	計画推進のためのそれぞれの役割とあるが、保育関係者はどの部分に入るのか。もし入っていないなら、入れていただきたい。	新たに「保育施設の役割」を追加します。(中間案56ページ)	A (全部反映)		5 保育施設の役割 保育施設は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設です。 入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とするために、次のような役割を果たすことが求められます。 ● 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育施設における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと。 ● 入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うこと。 ● 保育施設の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、保護者に対する保育に関する指導を行い、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めること。	子ども 子育て支援課

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
2	両川いずみ 委員 (認定NPO 法人いわて 子育てネット)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 2子育て家庭 を支援する (4)保育サー ビスの充実 と・教育・保育 の総合的な提 供	今まで以上に、乳幼児期 の過ごし方が大事と言われ ており、いわゆる非認知的 能力の獲得といったことを 意識したものを入っていた きたい。	(実施者、従事者の確保及び資質の向上等)の 項目について一部修正します。(中間案35ペー ジ)	A (全部反 映)	● 幼児教育、保育に従事する職員の段階に応じ た研修を実施し、資質の向上を図ります。	● 幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応 じた研修を実施するなど、乳幼児期において、 <u>生涯に わたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内 容の充実に努めます。</u>	子ども子 育て支援 課
		第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (1)地域にお ける健全育成 活動の推進		(放課後の健全育成等を促進します)の項目に ついて一部修正します。(中間案41ページ)	A (全部反 映)	● 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用 し、自然体験や児童に健全な遊びを提供するほ か、幼児期から自然に触れ合う取組などを通じて、 その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、 次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内 各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊び の普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児 童の健全育成活動の充実に努めます。	● 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、 自然体験や児童に健全な遊びを提供するほか、幼児 期から自然に触れ合う取組などを通じて、その健康を 増進し、情操を豊かにすることにより、 <u>生涯にわたる生 きる力の基礎を培い、次代を担う児童の健全な育成を 図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ 等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育 成を図り、児童の健全育成活動の充実に努めます。</u>	子ども子 育て支援 課
		第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (5)生きる力 を育む学校教 育の推進		中間案46ページに以下の通り記載しています。 (生きる力を育む学校教育を推進します) ● 「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教 育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」 の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実に努めると ともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色 ある幼稚園づくりに取り組みます。 (学事振興課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要で あり、私立学校の建学の精神などに基づく特色 ある取組を支援しています。 <取り組み事例> 私立学校振興費(特色ある幼児教育等振興費) 補助金で次の取組を支援している。 ・職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進 ・健康・安全・食に関する教育の推進 ・その他幼児教育の質の向上を図る特色ある取 組と認められる事業 (学校教育課) 幼児期における非認知的能力の獲得は重要で あり、平成30年度からの新たな幼稚園教育要領 はその重要性を踏まえたものとなっています。こ の幼稚園教育要領に基づき質の高い幼稚園教 育が行われるよう取り組んでいきます。 <取り組み事例> 幼稚園教育理解推進事業の1つである「保育技 術協議会」において、「乳幼児期における保育の 在り方」について講義を受け、演習をするコース を設けており、この中で、幼稚園教諭等が非認 知的能力と幼児期の教育の重要性を学び、実践 に結びつくように演習により深めています。研修 は、保育所、認定こども園の保育者にも参加を 呼びかけ、幼児期の教育に携わる職員の資質 向上に努めています。	C (趣旨同 一)			
				C (趣旨同 一)				学校教育 課(公立幼 稚園)

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
3	芳賀カンナ 委員 (日本保育 協会岩手 県支部)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進	障がい児支援を推進しま すの部分について、県立療 育センターが完成して充実 が図られているところだ が、受診まで1年半待ちと いう状況もある。また、障が い児も含め配慮の必要な 児童が増えている現実が あり、普及啓発を行ってい く2子育て家庭 を支援する (3)親と子の 健康づくりの 充実	(障がい児支援を推進します)の項目につ いて、一部修正します。(中間案33ページ) (補足説明) 初診待機の長期化は、県立療育センターのほ か、他の小児科、児童精神科等でも同様の状況 にあると伺っており、県立療育センターの取組と 県全体の取組とを並行して進めていきます。 (参考) 発達障がいに対応した医療機関は県立療育セ ンターのほかに、県立中央病院などがあり、これ らの医療機関は、岩手県医師会のホームページ に掲載しているところです。 支援を必要とする方が、相談先として希望する 医療機関の情報を入手することができるよう、岩 手県医師会と相談しながら、保育所、幼稚園や 市町村の相談窓口等への周知に取り組んでいき ます。	A (全部反 映)	● 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応 した質の高い療育が受けられるよう、発達障がい 児や超重症児などのニーズにも対応できる機能を 備えた「県立療育センター」を中心に障がい児療 育を進めるとともに、各地域の保健、福祉、医療、 教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワー クの構築を図ります。	● 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した 質の高い療育が受けられるよう、発達障がい児や超 重症児などのニーズにも対応できる機能を備えた「県 立療育センター」を中心に障がい児療育を進めると ともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関 が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。 また、発達の遅れや障がいなどがある児童が早期 に必要な支援を受けられるよう、 <u>県立療育センターの 小児医療提供体制の充実を図るとともに、県内の医療 機関や児童発達支援事業所等と連携し、早期の診 断・療育につながる支援体制の構築に努めます。</u>	障がい保 健福祉課
4	佐藤伸一 委員 (日本労働 組合総連 合会岩手 県連合会)	プラン全体	プランのほかに様々な計 画が関係してくるが、実行 する現場では何本も計画を 同時に示されても理解しき れないという意見があるの で、計画を策定した際には 広く周知徹底をしていただ きたい。	現場において、速やかに対応が可能となるよう 説明を行うとともに、資料編に、いわて子どもプ ランの具体的推進内容と個別計画との関連対応 表を作成します。	B (一部反 映)			子ども子 育て支援 課
5	佐藤伸一 委員 (日本労働 組合総連 合会岩手 県連合会)	その他	「子どもの貧困対策推進 計画」と「ひとり親家庭等自 立促進計画」について、こ れらの計画を策定する際 に、当事者の意見や要望 はどの程度取り入れられる のか。	昨年度、「岩手県子どもの生活実態調査」を実 施し、保護者だけでなく子どもからの意見も詳細 に伺っております。 また、ひとり親を対象とする講習会の場などを 活用し、意見等を取り入れることとします。	F (その 他)			子ども子 育て支援 課
6	佐藤伸一 委員 (日本労働 組合総連 合会岩手 県連合会)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進	「虐待対応専門チーム」 の記載があるが、岩手県に 設置されている専門チーム は他県と比べてかなり性格 の違うものになるため、あ まり強調して書かないほう が良いのではないかと。	(児童虐待防止対策の充実を図ります)の項目 について、一部修正します。(中間案44ページ)	A (全部反 映)	● 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を 図るとともに、研修などによる専門性の向上、ス ーパーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応 専門チーム※により、迅速、適切な対応に努めま す。 ※「虐待対応専門チーム:県の福祉総合相談セ ンター、各児童相談所において、児童虐待相談に 迅速・専門的に対応するため、児童福祉司、児童 心理司等によって構成されている」	● 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図 るとともに、研修などによる専門性の向上、ス ーパーバイザーの養成に努めます。また、一時保護等の介入 的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等 により、迅速、適切な対応に努めます。	子ども子 育て支援 課
7	佐藤伸一 委員 (日本労働 組合総連 合会岩手 県連合会)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進	里親支援について、厚生 労働省からは児童相談所 以外で実施するようとい う考えが示されていたと思 うが、児童相談所がやるし かない書きぶりになってい るが、それでよいのか。	(社会的養護体制の充実を図ります)の項目に ついて、一部修正します。(中間案45ページ)	A (全部反 映)	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委 託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加さ せるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向 上を図るための研修等により、里親委託の充実を 図ります。このような里親支援を行うフォスタリ ング業務※1について、児童相談所が中心となり、市 町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、 相談支援、相互交流等を行います。	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委 託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加さ せるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向 上を図るための研修等により、里親委託の充実を 図ります。このような里親支援を行うフォスタリ ング業務※1について、児童相談所が中心となり、市 町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、 相談支援、相互交流等を行います。また、児童相談所への専任の里親養育支援児童 福祉司の配置を進めます。	子ども子 育て支援 課

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
8	佐藤伸一 委員 (日本労働 組合総連 合会岩手 県連合会)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (4)社会的養 護体制の充 実	里親支援について、児相 でやらなければならないの であれば、前の計画よりも 一歩進んでいることを示す ためにも、児相に里親専門 の専任の児童福祉司を配 置すると明記していただき たい。	(社会的養護体制の充実を図ります)の項目に ついて、一部修正します。(中間案45ページ)	A (全部反 映)	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委 託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加さ せるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向 上を図るための研修等により、里親委託の充実を 図ります。このような里親支援を行うフォスタリ ング業務※1について、児童相談所が中心となり、市町 村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相 談支援、相互交流等を行います。	● 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託 の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させ るため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上 を図るための研修等により、里親委託の充実を図 ります。このような里親支援を行うフォスタリ ング業務※1について、児童相談所が、市町村や 児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談 支援、相互交流等を行います。また、児童相談所 への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進 めます。	子ども子 育て支援 課
9	遠山宜哉 委員 (岩手県立 大学社会 福祉学部)	その他	「岩手県子どもの生活実 態調査」について分析中と のことだが、見通しはど うなっているのか。	「岩手県子どもの生活実態調査」の結果につ いて、本会議において検討状況等を報告します。	F (その 他)			子ども子 育て支援 課
10	遠山宜哉 委員 (岩手県立 大学社会 福祉学部)	プラン全体	個別計画も多く策定され るようだが、それぞれの分 野に関しての詳細について は、子どもプランではなく各 論の方で確かめるというこ とでよいのか。子どもプラン と個別計画の関連性につ いても示されるのか。	資料編に、いわて子どもプランの具体的推進内 容と個別計画との関連対応表を作成します。	B (一部反 映)			子ども子 育て支援 課
11	大塚健樹 委員 (盛岡大学 短期大学 部)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (5)生きる力 を育む学校 教育の推進	学校教育の推進につ いて、「体育授業や部活動を 通じて運動やスポーツに親 しむ習慣の定着を図りま す。」との記載があるが(中 間案47ページ)、現実には 少子化や教員の配置の問 題がある。今後、学校を超 えて、地域や学校同士など でスポーツに限らず文化活 動等に取り組みする環境の 整備を考えていただきたい。	各学校では、「希望郷いわて元気・体力アップ 60運動」により、子供たちの運動習慣形成に向 けて、「授業改善」、「授業以外(部活動を含む) の取組の工夫」、「家庭・地域との連携」の3つの 視点で、主体的な体力向上取組を実施していま す。 県では、この運動を推進するために、「地区別 体力向上課題対策会議」を開催し、体力向上担 当者による課題解決に向けた対策等について協 議等を実施し、地域との連携、学校同士の連携 についても視野に入れながら、各学校における 体力向上マネジメントに生かしています。	D (参考)			保健体育 課
12	遠藤一子 委員 (岩手県私 立保育園 連盟)		台風等の自然災害があ った場合に、八幡平市では保 育園の仲間同士で話し合 い、市の担当課と連絡を 取っていたが、資料3の25 ページの「子どもを交通事 故や犯罪等から守ります」 の項目に、「警察と教育委 員会が連携し」と書いてあ るが、「警察と教育委員会 と保育施設等が連携し」と すると、連絡会議に呼んで いただけるのではない か。色んな面で地域が一体 となって活動を進めてい くことを書いていただけ れば連携がしやすくなる のではない	(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の 項目について一部修正。(中間案30ページ) 保育施設においても、災害の発生に備えた、計 画・マニュアルの作成、訓練の実施等が行われ ています。 災害への対応については、市町村を始めとする 関係機関との連携が重要であることから、そのよ うな体制が取られるよう支援していきます。	A (全部反 映)	● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現 場における防災教育や自主防災組織の活動支 援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の 向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づく りを推進します。	● 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と 災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場 における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合 防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域 コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進 します。	子ども子 育て支援 課

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
13	遠藤一子 委員 (岩手県私 立保育園 連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんな で子育てを支援 する地域づく り	自然災害、交通事故、犯 罪のほかに、新たな危機と いうことで言われているが、 新たな危機に対してまったく 無防備であるので、頭に入 れておく必要があると考 えるので、このことも子ど もたちを守る環境に加えてい くのがよいと考える。 ※新たな危機…①弾道ミ サイル発射②学校への犯 罪予告・テロ③インターネッ ト上の犯罪被害(遠藤委員 に確認。事務局追記)	(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の 項目について追加。(中間案29ページ) (保健体育課) 県では、学校保健安全法に基づき作成してい る危機管理マニュアル等の見直し、改善を行うよ う指導しています。	A (全部反 映)		● 児童生徒の学校管理下における安全が確保され るよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化 を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの 検証・改善に取り組みます。	保健体育 課
		第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (1)地域にお ける健全育成 活動の推進		(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)の 項目について、一部修正。(中間案30ページ) (総合防災室) 新たな危機事象は多様な事象が想定されるた め、具体的な事象の内容は明記せず、「自然災 害等」として自然災害以外の新たな危機事象も 含めることとします。	A (全部反 映)	● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現 場における防災教育や自主防災組織の活動支 援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の 向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づく りを推進します。	● 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と 災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場 における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防 災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コ ミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	総合防災 室
				(警察本部) インターネット上の犯罪被害については、中間 案41ページに以下の通り記載しています。 ● 有害図書類の排除やインターネットの適切な 利用等青少年の健 全育成のための環境浄化と 非行・被害の未然防止等に向けて、関係団体等 と連携した県民大会の開催や広報等の啓発活 動を実施するほか、青少年指導者向け出前講座 や研修会の開催等による意識啓発に取り組みま す。 今後も、社会情勢の変化に対応した情報モラ ル教育の推進など、被害の未然防止に努めてい きます。	C (趣旨同 一)			警察本部
14	遠藤一子 委員 (岩手県私 立保育園 連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんな で子育てを支援 する地域づく り	「子どもを交通事故や犯罪 等から守ります」のところを 「子どもを交通事故や犯 罪、自然災害等から守りま す」との表記にしてほしい。	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守 ります)に修正。(中間案28ページ)	A (全部反 映)	(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守りま す)	総合防災 室
15	遠藤一子 委員 (岩手県私 立保育園 連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんな で子育てを支援 する地域づく り	教育現場におけると書いて あるが、ここに保育福祉が 入ってこない。台風などの 時は学校の先生は集まっ て話し合いをしているが、そう いった場から外されてお り、それでよいのかと考 えている。	(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守 ります)の項目について一部修正。(中間案30 ページ) (総合防災室) 市町村内の住民、団体等に対する気象予報・ 警報等の広報は市町村が行うため、災害時に おいて県と市町村が防災気象情報等の情報共有 をすることを明記しました。	A (全部反 映)	● 自然災害から子どもたちを守るため、教育現 場における防災教育や自主防災組織の活動支 援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の 向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づく りを推進します。	● 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と 災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場 における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防 災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コ ミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。	総合防災 室
				(子ども子育て支援課) 保育施設においても、災害の発生に備えた、計 画・マニュアルの作成、訓練の実施等が行われ ています。 災害への対応については、市町村を始めとする 関係機関との連携が重要であることから、そのよ うな体制が取られるよう支援していきます。	A (全部反 映)		子ども子 育て支援 課	

No.	委員名 (所属)	項目	意見概要	対応状況(県の考え方)	決定への 反映状況	記載内容(プラン素案)	記載内容(プラン中間案)	担当課
16	遠藤一子 委員 (岩手県私 立保育園 連盟)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 2子育て家庭 を支援する (1)みんなで 子育てを支援 する地域づく り	台風等の際に小中学校 の先生が集まって休校等 について話し合いをしてい るが、保育関係者が入って いない。子どもを守る立場 として、そういった場に保育 関係者がいるべきではない かと考える。	自然災害発生時の具体的な対応等について は、地域事情等に応じて検討する必要があり、 各地域で対応していただいています。 当課としては関係機関が連携することの重要 性について、研修等を通じて伝えていきたいと考 えています。	F (その 他)			学校調整 課
17	吉田耕太 郎委員 (岩手県医 師会)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (1)地域にお ける健全育成 活動の推進	少子化の影響もあって非 認知能力を高めることが難 しいという現状のなかで、 特に小学校までの幼少 接続が大事と医師会として も考えている。小さい子ども に対するスマホ等のゲーム は、そういった能力に様々 な影響が大きいことから、 スマホの悪影響について親 に啓発するような文言を 大々的に出した方がよいの ではないか。	テレビゲームやスマホが幼児に与える影響に ついては、国からの技術的な助言指導等がなく、 国の検討状況等を含め、情報を収集しながら今 後も研究していきます。	D (参考)			子ども子 育て支援 課
18	吉田耕太 郎委員 (岩手県医 師会)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (3)児童虐待 防止対策の充 実	以前から岩手県では、妊 娠期からの産後うつに対す る取組をして、その後虐待 を受けていた親が虐待をす るということが分かってき て、産婦人科で早期に発見 をして連携がとれている が、1か月健診を過ぎると 子どもは小児科にいつてしま い、情報が途切れること が問題となっている。法律 の専門家を入れたような会 議を作っていたら、虐待 が起こる前の仕組みづくり をして、各医療機関も相談 しやすい枠組みをつくって いただきたい。	児童虐待の発生予防、早期発見に係る医療機 関等との連携については、来年度改正予定の 「児童虐待防止アクションプラン」の見直しの中で 具体的に検討していきます。	D (参考)			子ども子 育て支援 課
19	両川いずみ 委員 (認定NPO 法人いわて 子育てネッ ト)	第Ⅱ章各論 第1施策の具 体的推進 3子どもの健 全育成を支援 する (5)生きる力 を育む学校教 育の推進	「乳幼児とふれあう体験 学習を行う」との記載があ り(中間案47ページ)、とて も良いことだと思うが、小さ な子どもに触れないうちに 大人になる人が多いので、 子どもに触れて可愛いとい うことに加え、親はこういう 風に育てているのだという ことに触れることが、ライフ デザインを考える上で大事 である。	子育ての意義や家庭を持つことの重要性につ いては、中学校、高等学校の家庭科で指導する こととされており、各校では子育て家庭へのイン タビューを課題とする等工夫して取り組んでいる ところです。 児童生徒と乳幼児がふれあう体験学習は、安 全上の観点から保健師や保育士等の専門家や 教員の指導の下、慎重に進める必要があると考 えていますが、今後も、これまで実施してきてい る体験学習も含め、子育てや家庭生活に関する 学習の機会の充実に努めていきます。	C (趣旨同 一)			学校教育 課

「いわて子どもプラン」(中間案)における主な変更点について

No.	変更点	プラン素案記載内容	プラン中間案記載内容	中間案 ページ数
1	プランの副題を記載		－安心して子どもを生き育てられるいわてを目指して－	1
2	目次を記載		(省略)	3～4
3	「(7)収入階級別雇用者数の割合」について、グラフを修正するとともに、文言を修正	本県における20代・30代男性の所得分布は、5年前と比較して20代で年収150万円以上300万円未満の割合が増加し、30代で399万円未満の割合が減少し400万円以上が増加している。	本県における20代・30代男性の所得分布は、5年前と比較して20代で年収299万円未満の割合が減少し(200万円～249万円を除く)、300万円以上499万円未満の割合が大きく増加している。30代で299万円未満の割合が減少し、300万円以上が増加している。	13
4	2 子育て家庭を支援する(6) 経済的負担の軽減の課題に、「岩手県子どもの生活実態調査」に基づく記載を追加	課題等 平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、()経済的負担の軽減が求められています。	課題等 平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、 <u>子どもの教育、医療に係る経済的負担の軽減</u> が求められています。	37
5	第3 県施策の評価の参考とする主な指標項目について 「いわて県民計画(2019～2028)」政策推進プランにおける指標を追加		(省略)	50

※第2回会議における委員からの意見に基づく修正項目(資料3-1)は除く。

II 家族・子育て

家族の形に応じたつながりや支え合いが生まれ、
また、安心して子育てをすることができる岩手

いわて幸福関連指標

指 標	単位	年度目標値				計画目標値 2022
		2017	2019	2020	2021	
① 合計特殊出生率		1.47	1.51	1.53	1.55	1.58
② 待機児童数〔4月1日時点〕	人	178	97	49	0	0
③ 地域の行事に参加している生徒の割合〔中学生〕	%	63.7 ^(※1)	64.0	64.0	64.0	64.0
④ 総実労働時間〔年間〕	時間	1,858.8	1,803.6	1,776.0	1,748.4	1,720.8
⑤ 共働き世帯の男性の家事時間割合〔週平均〕 ^[注]	%	34.2	37.0	38.0	39.0	40.0
⑥ 犬、猫の返還・譲渡率						
(犬)	%	98.0	98.4	98.6	98.8	99.0
(猫)		93.5	94.8	95.5	96.1	96.8

【参考指標（実績値）】

待機児童数〔10月1日時点〕（2017年：681人）〔保育所等利用待機児童数調査（厚生労働省）〕、
共働き男性の家事時間（2017年：100分）〔県民意識調査（岩手県）〕、
共働き女性の家事時間（2017年：292分）〔県民意識調査（岩手県）〕、
生涯未婚率（2015年：男性26.16%、女性13.07%）〔国勢調査（総務省）〕

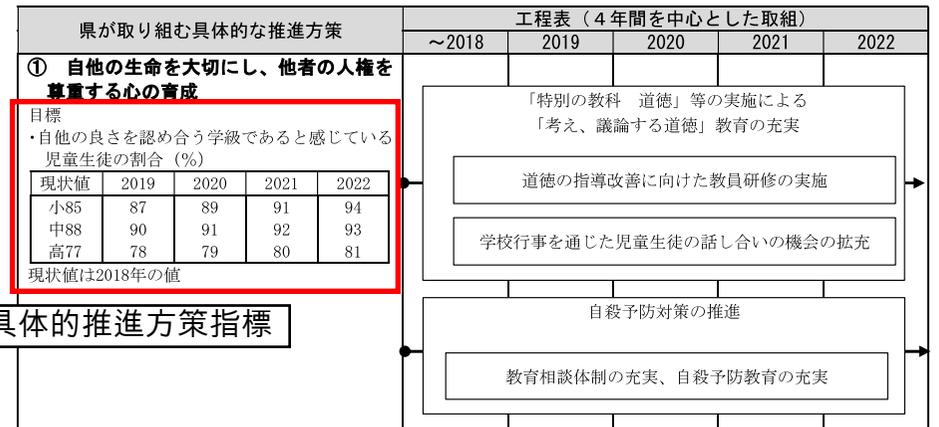
[注] 女性の家事時間に対する割合

※1 上記の表中、右上に（ ）を付した数値は、表頭の年度以外の年度の実績値又は目標値を示しています。

※2 「いわて幸福関連指標」の目標値設定の考え方については、巻末資料に掲載しています。

（参考） いわて県民計画（2019～2028） 政策推進プラン抜粋

- ・ 児童生徒の自殺を予防するため、教員が道徳教育や特別活動などを活用して「命を健康の保持に係る教育」の充実に取り組む。
- ② **学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成**
 - ・ 幼児児童生徒が達成感や成功体験を得たり、課題に立ち向かう姿勢を身に付けることができるよう、教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
 - ・ 素直に感動できる豊かな情操を育てるため、児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。
- ③ **学校における文化芸術教育の推進**
 - ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
 - ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。
- ④ **主権者教育などによる社会に参画する力の育成**
 - ・ 選挙権年齢や成年年齢の引下げに対応し、児童生徒が主体的に社会の形成に参画できるよう、地域課題の学習等を通じた主権者教育や、多様な契約、消費者保護の仕組みなどを学習し、社会の発展に寄与する態度を育成する消費者教育に取り組みます。
 - ・ 児童生徒が他者と連携して、より良い社会を形成しようとする態度を養うため、各教科の授業等でのグループ活動や話し合いを充実させるとともに、学年間交流、異校種間交流などに取り組みます。



具体的推進方策指標

次期いわて子どもプラン（中間案）

—安心して子どもを産み育てられるいわてを目指して—

○知事挨拶 ※別途作成

○目次

序

1 趣旨	5
2 計画の性格	5
3 計画の期間	6
4 計画の推進	6

第I章 総論

第1 子どもと家庭をめぐる状況	8
1 少子化の動向	8
2 結婚を取り巻く状況	10
3 子育て家庭の状況	14
4 子どもの状況	17
5 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く被害状況	18
第2 重視する視点	19
第3 施策推進の基本的な考え方	20
1 基本方針	20
2 施策の基本方向	21
3 施策体系	22
4 いわての子どもたちに期待すること	23

第II章 各論

第1 施策の具体的推進	24
1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する	24
(1) 若者の豊かな心づくり	24
(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進	24
(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成	26
2 子育て家庭を支援する	27
(1) みんなで子育てを支援する地域づくり	27
(2) 子育て相談や情報提供の充実	31
(3) 親と子の健康づくりの充実	30
(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供	33
(5) 子育てにやさしい職場環境づくり	35
(6) 経済的負担の軽減	36

(7) ひとり親家庭等への支援の充実	37
(8) 被災地における保育サービスの確保	39
3 子どもの健全育成を支援する	40
(1) 地域における健全育成活動の推進	40
(2) 岩手の食育の推進	42
(3) 児童虐待防止対策の充実	43
(4) 社会的養護体制の充実	44
(5) 生きる力を育む学校教育の推進	46
(6) 魅力ある社会教育の推進	47
(7) 被災児童に対する支援の推進	48
第2 ライフステージ別の施策の展開	49
第3 県施策の評価の参考とする主な指標項目	50

第Ⅲ章 計画の推進

第1 計画推進のためのそれぞれの役割	54
1 家庭の役割	54
2 地域の役割	54
3 企業の役割	55
4 学校の役割	55
5 保育施設の役割	56
6 行政の役割	56
第2 計画の推進体制	58
1 県の推進体制	58
2 県民と行政が一体となった推進体制	58

資料

主な経過等	○
いわての子どもを健やかに育む条例	○
岩手県子ども・子育て会議条例	○
岩手県子ども・子育て会議 委員名簿	○
パブリックコメントの実施結果	○
いわて子どもプランにおける施策の具体的推進内容と個別計画との 関連について	○

○序

1 趣旨

岩手県では、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策を推進するため、次世代育成支援対策推進法[※]に基づく前期行動計画を平成 27 年 3 月に策定するとともに、当該計画をいわての子どもを健やかに育む条例[※]に規定する子ども・子育て支援に関する基本的な計画と位置づけ、その推進を図ってきました。

その結果、子育て中の家庭への支援、子育てと就労や社会参加の両立支援などの子育てにやさしい環境づくりは一定の推進が図られてきました。

しかしながら、未だ合計特殊出生率[※]は低水準の中で横ばい状態にあり、子どもの数も減少しています。

こうした少子化の進行や、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波による被害に伴う子どもを取り巻く環境の変化は、子どもの健やかな成長や、社会の活力の低下、経済活動の縮小などに影響を与えることが懸念されていることから、将来にわたって、県民一人ひとりが安心して暮らしていくために、男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進める必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組をさらに充実発展させていくとともに、県民の参加を得ながら、社会情勢の変化や岩手県の実状に即し、今後 5 年間の子ども・子育て支援に関する施策等を総合的、計画的に推進するために、いわての子どもを健やかに育む条例に規定する子ども・子育て支援に関する基本的な計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画となる「いわて子どもプラン」を策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする本県の子ども・子育て支援に関する施策等を、県民、企業、NPO や行政な

[※]「次世代育成支援対策推進法：急速な少子化の進行等を踏まえ、平成 15 年 7 月に制定された。地方公共団体、事業主に対して行動計画の策定を義務付けたが、平成 24 年 8 月の改正により地方公共団体の計画策定は任意とされた。」

[※]「合計特殊出生率：その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する」

ど、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。

また、この計画はいわての子どもを健やかに育む条例に規定する子ども・子育て支援に関する基本的な計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけられています。

加えて、国の母子保健分野の計画である「健やか親子21（第2次）」に対応する県計画の内容も包含しているものとなっています。

なお、子ども・子育て支援に関する個別計画として別に策定する、岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法に規定する県子ども・子育て支援事業支援計画）、いわての子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する県計画）、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する県自立促進計画）及び岩手県社会的養育推進計画の内容の一部が盛り込まれています。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は、平成27年度から10年間の時限立法であり、前期行動計画期間を平成27年度から平成31年度までとし、後期行動計画期間は令和2年度から令和6年度までとされています。

このため、本計画の期間は令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

4 計画の推進

この計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

計画の推進状況は、評価の参考とする主な指標項目により、毎年度評価しながら着実な計画の推進を図ります。

なお、主な指標項目は「いわて県民計画（2019～2028）」に基づく指標としていますが、「いわて県民計画（2019～2028）」の第1期アクションプランである政策推進プラン及び復興推進プランは令和4年度までを計画期間としており、次期アクションプラン

等の策定や指標の見直しがあった都度、本計画における主な指標項目についても置き換えることとします。

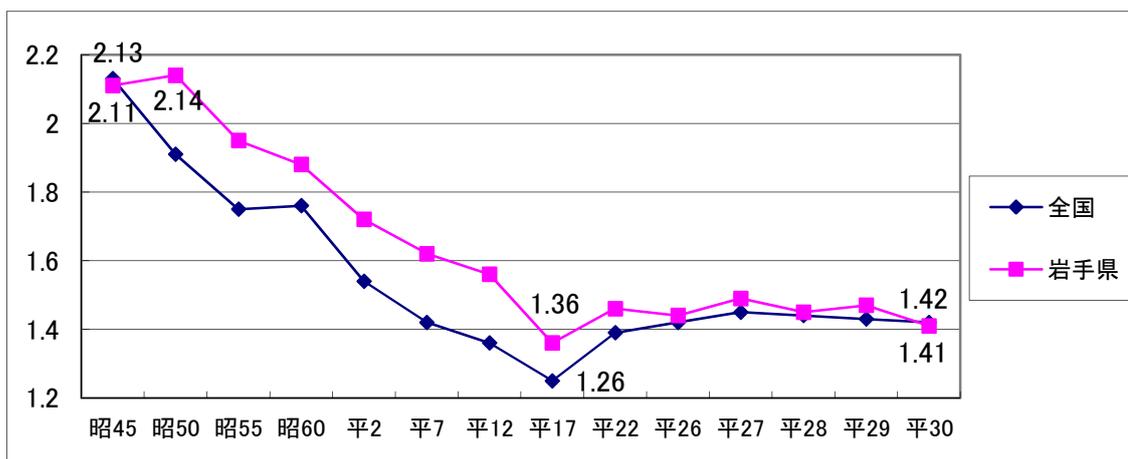
また、計画の推進過程における社会経済情勢等の変化によっては、必要に応じて計画の見直しを行います。

第 1 岩手県の子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化の動向

- ・ 本県の合計特殊出生率は、昭和 50 年以降低下してきたが、近年では横ばいになっている。
- ・ 本県の出生数は、依然として減少しており、子どもの割合も一貫して減少している

(1) 合計特殊出生率の低下 ※H30 は概数のため修正の可能性あり

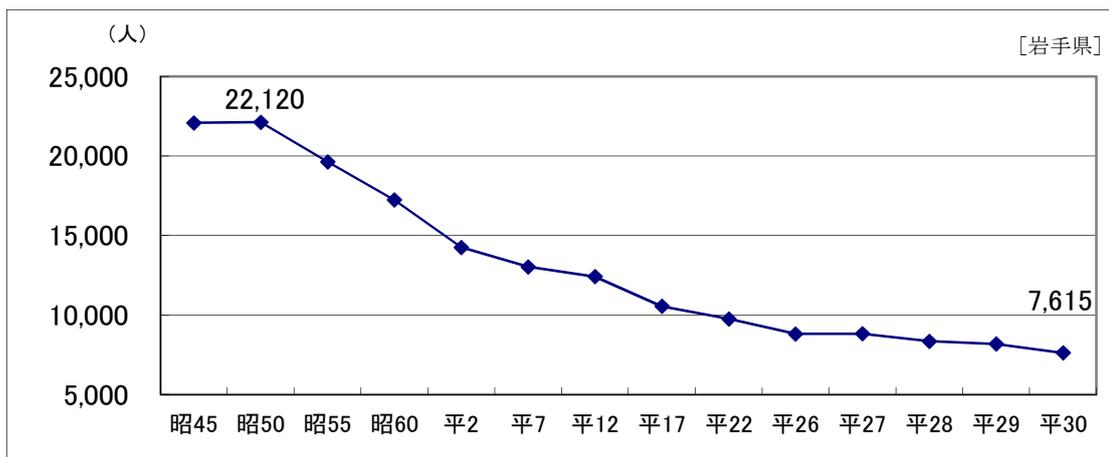


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

全国の合計特殊出生率は昭和 50 年以降、急速に減少し、平成 17 年には 1.26 まで減少したが、その後は上昇に転じている。

本県においては、平成 17 年度以降、概ね横ばいで推移している。平成 30 年は、本県の数値 (1.41) が全国値 (1.42) を下回っている。

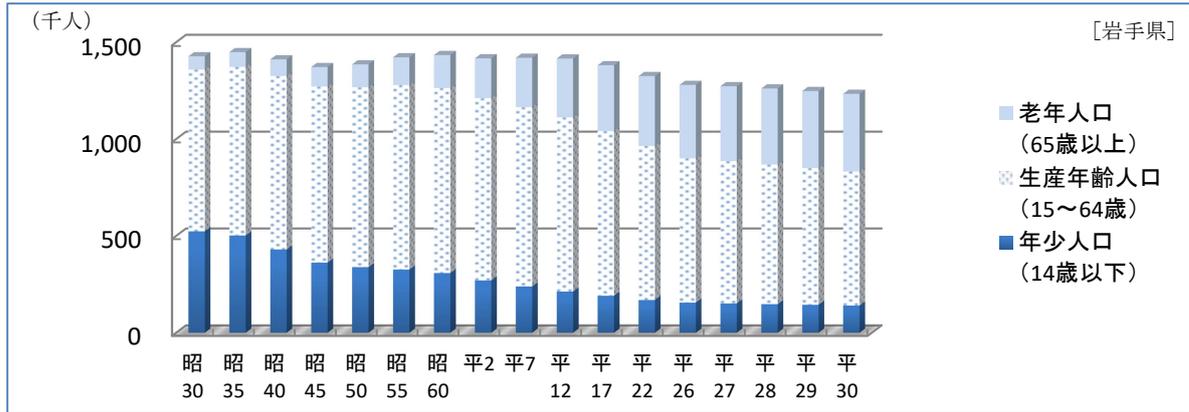
(2) 出生数の減少 ※H30 は概数のため修正の可能性あり



(資料：岩手県統計年鑑)

本県の出生数は、昭和 50 年では 22,120 人であったが、平成 30 年には 7,615 人と減少している。

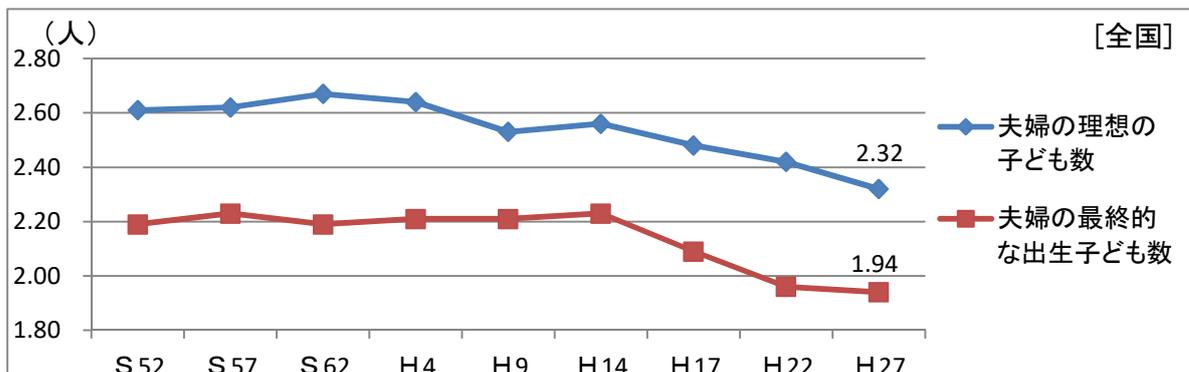
(3) 子どもの数の減少 ※H30は概数のため修正の可能性あり



（資料：総務省「国勢調査」、岩手県人口移動報告年報）

14歳以下の子どもの数は、昭和30年の523,296人から平成30年の140,134人へと減少し、県内人口に占める割合も36.7%から11.3%と減少している。

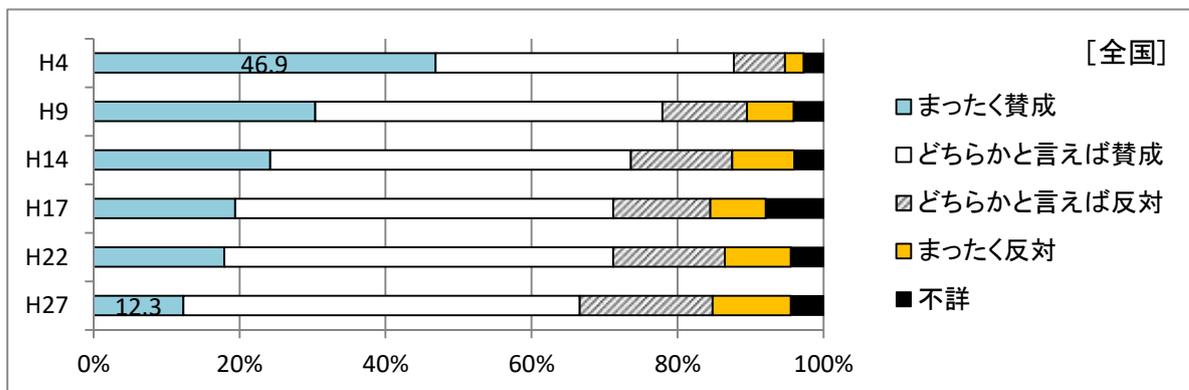
(4) 理想子ども数等の減少



（資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）

全国の調査における夫婦の理想の子ども数と最終的な出生子ども数にはギャップがあり、また、いずれの数についても平成14年以降、減少している。

(5) 「子ども」に関する妻の意識の変化



（資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」）

全国の調査における「結婚したら子どもは持つべきだ」との設問に対する回答割合について、「まったく賛成」の割合が平成4年の46.9%から平成27年の12.3%に低下している。

2 結婚を取り巻く状況

- ・ 本県の未婚率、平均初婚年齢が上昇しており、未婚化、晩婚化が進行している。
- ・ 全国的な傾向としては、結婚相手となる異性と出会う機会の減少や不安定な若者の生活基盤などが背景としてあげられる。
- ・ 本県の20代・30代の所得分布は、中所得、高所得層にシフトしている。

(1) 未婚率の上昇

(単位：%)

		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
		平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
男性	全国	69.2	68.3	46.0	44.7	34.8	33.7	28.0	29.0
	岩手県	64.6	66.3	45.1	45.9	35.4	36.0	29.9	31.2
女性	全国	58.9	58.8	33.9	33.6	22.7	23.3	17.1	19.0
	岩手県	52.3	54.3	31.1	32.1	21.0	22.8	15.8	18.2

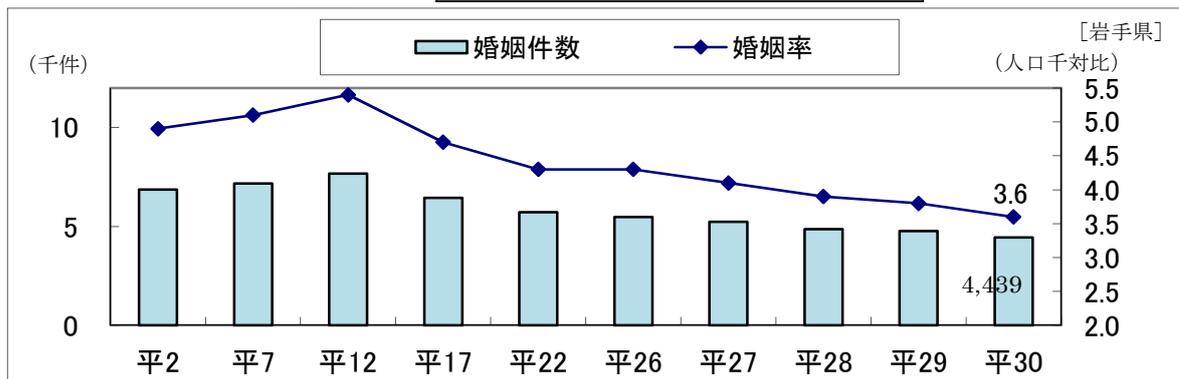
(資料：総務省「国勢調査」)

本県の未婚率は、男女を問わず上昇している。

また、男性の30～44歳の未婚率が全国数値を上回っているほか、女性の未婚率の方が大きく上昇している(1.0～2.4%)。

(2) 婚姻件数、婚姻率は微減傾向

※H30は概数のため修正の可能性あり

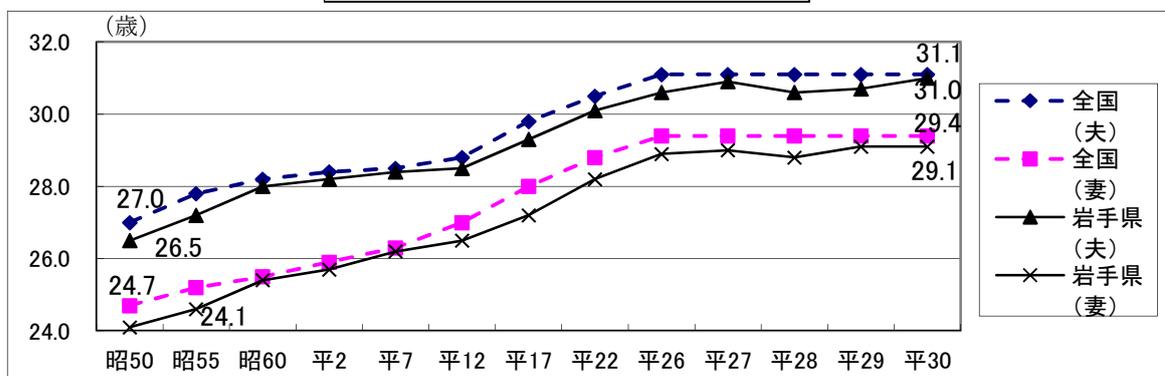


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県における婚姻件数、婚姻率(人口千人当たり割合)とも近年は、微減傾向にある。

(3) 平均初婚年齢の上昇

※H30は概数のため修正の可能性あり

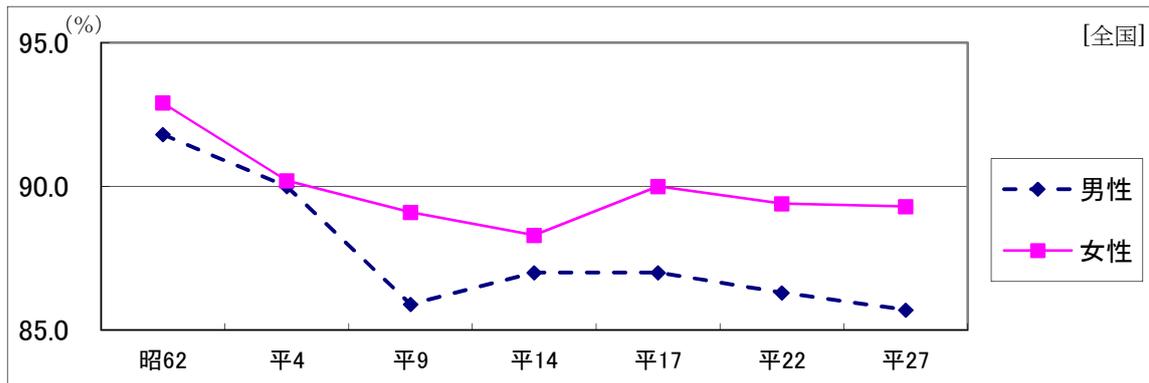


(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

平均初婚年齢は、近年は横ばい傾向にある。

本県では、昭和50年と比較し平成30年は、夫が3.5歳、妻が5.0歳上昇している。

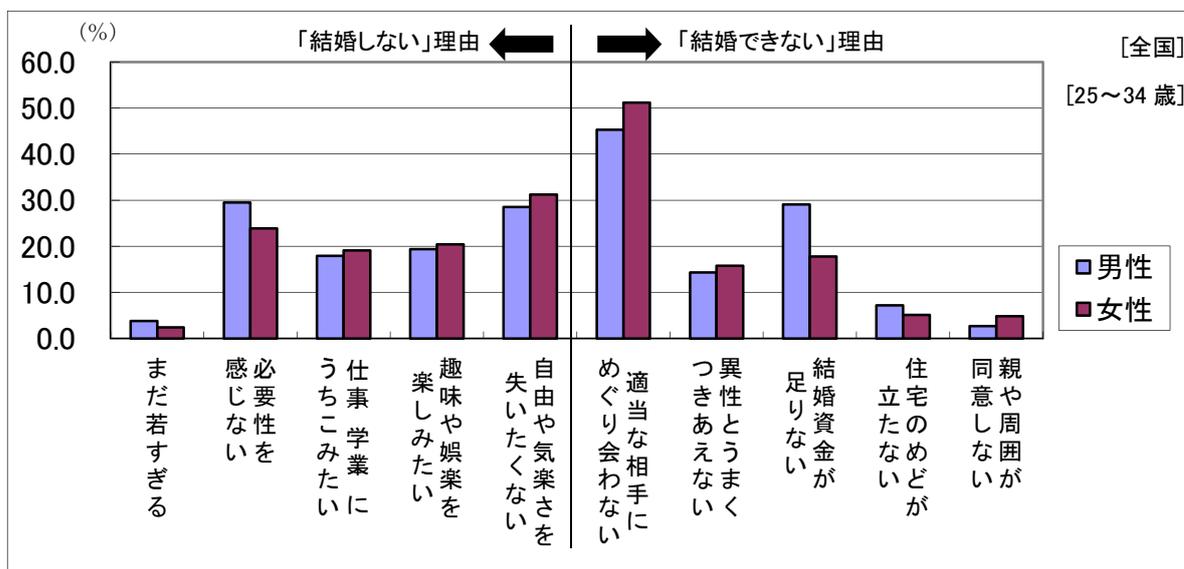
(4) 結婚の意思を持つ未婚者



(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

全国の調査における結婚の意思を持つ未婚者は、平成14年以降、下げ止まりが見られていたが、近年は再び減少している。

(5) 結婚していない理由

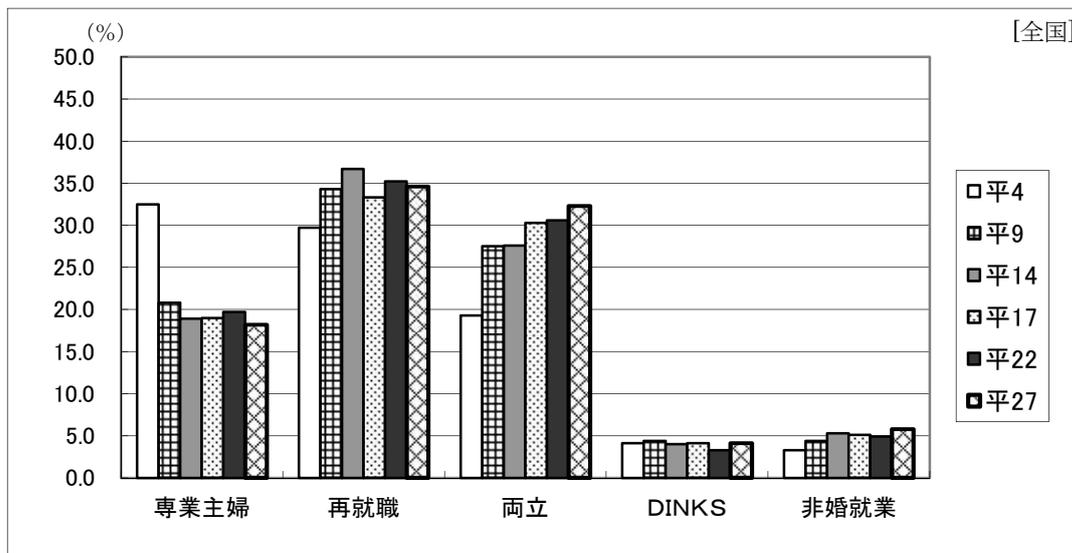


(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

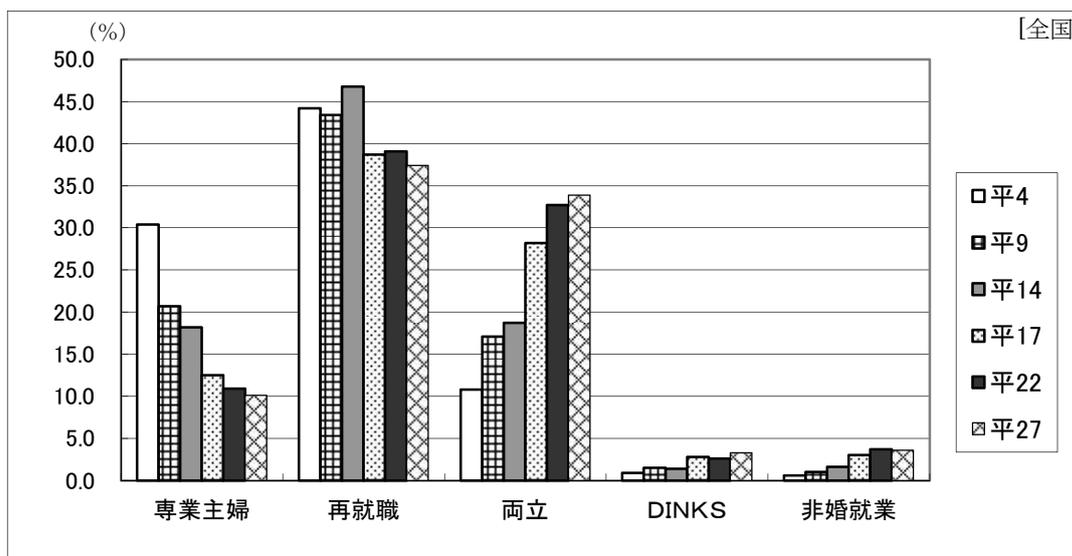
全国の25~34歳未婚者が独身にとどまっている理由は、「適切な相手にめぐり合わない」が最も多くなっている。また、結婚しない理由として「必要性を感じない」、「自由や気楽さを失いたくない」といった項目が高くなっているほか、男性で結婚できない理由として「結婚資金が足りない」との項目も高くなっている。

(6) 未婚者が希望するライフコース

① 未婚の女性の理想のライフコース



② 未婚の男性の理想のライフコース

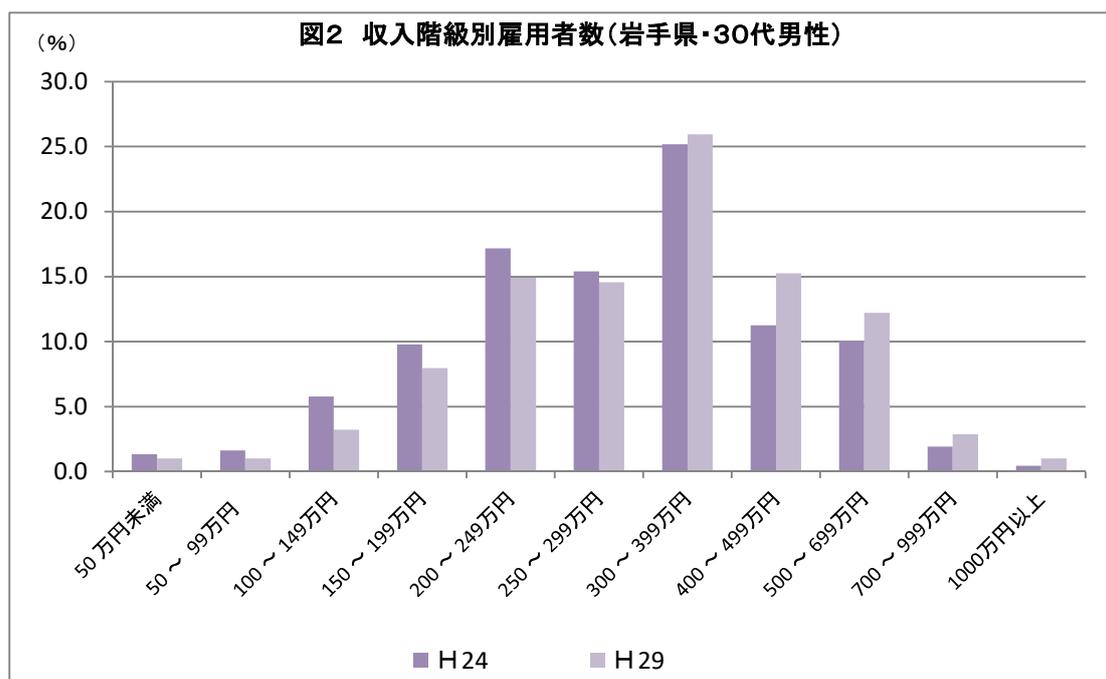
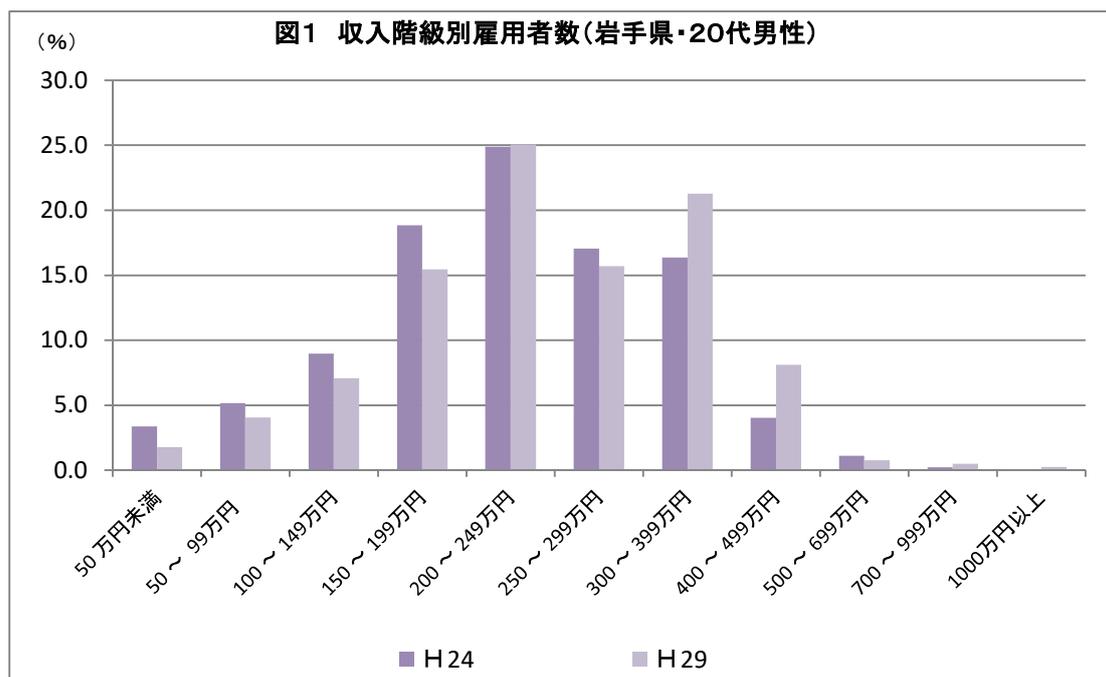


(資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」)

専業主婦	(結婚し、家事や育児に専業する)
再就職	(結婚し、一旦は仕事を辞めるが、再就職する)
両立	(結婚し、家庭や子育てと仕事を両立する)
DINKS	(結婚し、子どもは持たずに仕事を続ける)
非婚就業	(結婚せず、仕事を続ける)

未婚の女性の理想のライフコースでは、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少している。また、男性が期待する女性のライフコースをみても、仕事と子育ての両立が増加しており、専業主婦を望む人は減少している。

(7) 収入階級別雇用者数の割合



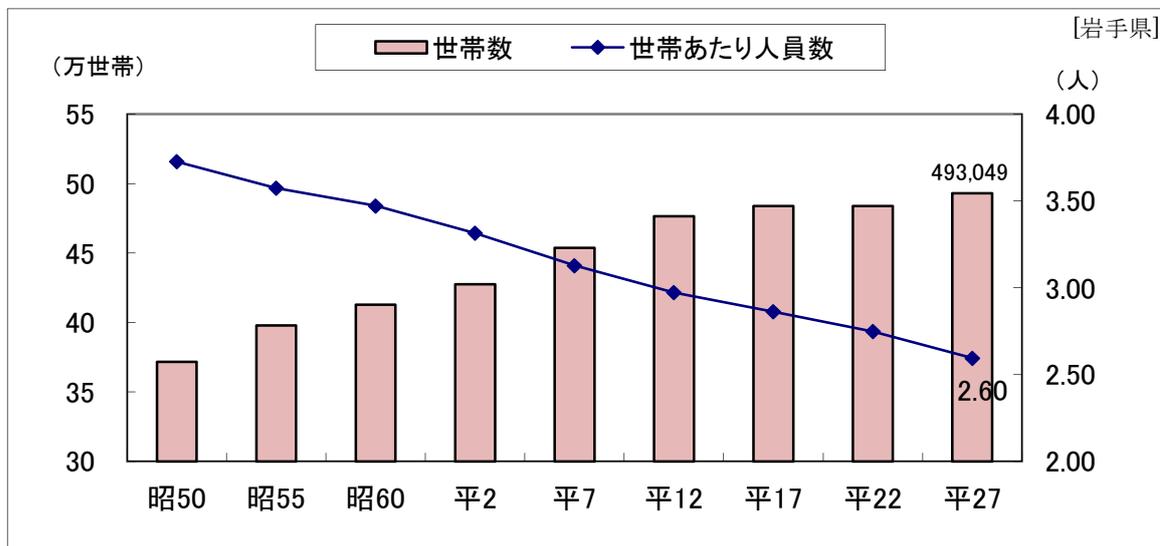
(資料：総務省「就業構造基本調査」)

本県における20代・30代男性の所得分布は、5年前と比較して20代で年収299万円未満の割合が減少し(200万円～249万円を除く)、300万円以上499万円未満の割合が大きく増加している。30代で299万円未満の割合が減少し、300万円以上が増加している。

3 子育て家庭の状況

- ・ 本県の世帯数は増加しているが、世帯人員は減少しており、核家族化が進行している。
- ・ 働く女性の割合が増加しており、保育所待機児童が発生している。

(1) 核家族化の進行



(資料：総務省「国勢調査」)

本県の世帯数は増加しているが、世帯当たり人員数は減少（平成 27 年は 2.60 人）しており、核家族化が進んでいる。

(2) 働く女性の状況

(人数単位：人)

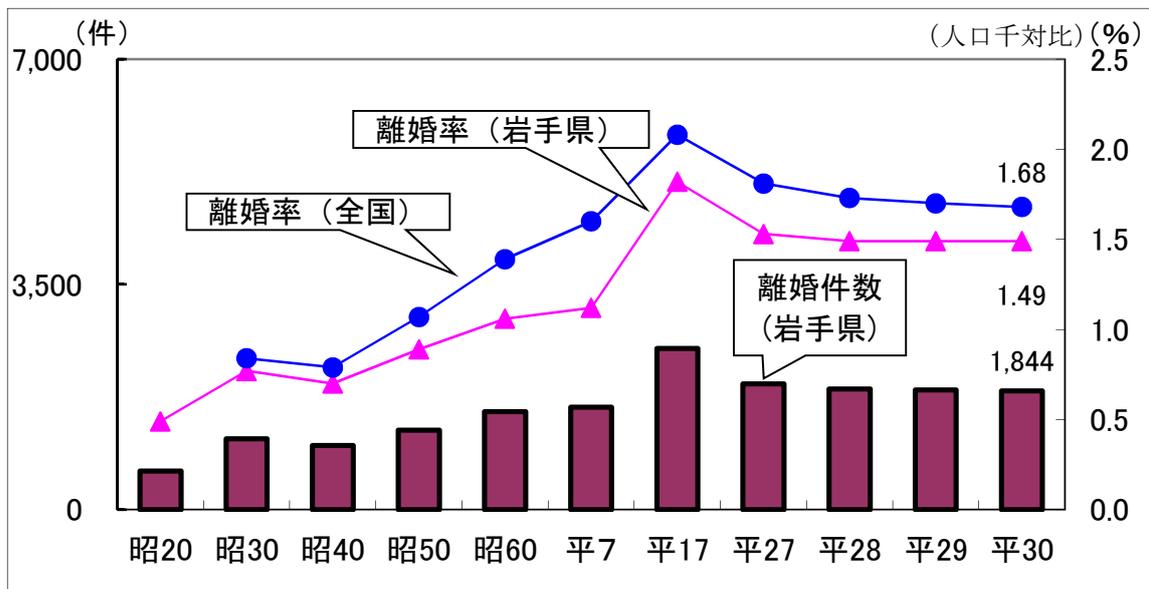
[岩手県]	昭和50	昭和60	平成2	平成7	平成12	平成17	平成22	平成27
雇用者総数	370,241	453,661	488,882	528,990	540,204	512,099	482,904	499,851
女性雇用者数	131,899	179,606	202,516	221,962	231,155	227,429	221,108	228,321
女性雇用者の割合	35.6%	39.6%	41.4%	42.0%	42.8%	44.4%	45.8%	45.7%
女性生産年齢人口 (15～64歳)	485,204	491,474	481,854	469,556	451,653	425,418	396,620	361,521
女性生産年齢人口に占める 雇用者数の割合	27.2%	36.5%	42.0%	47.3%	51.2%	53.5%	55.7%	63.2%

(資料：総務省「国勢調査」)

本県の雇用者総数に占める女性の割合（働く女性の割合）は、平成 27 年は 45.7%、女性生産年齢人口に占める雇用者数の割合は、平成 27 年は 63.2%となっており、いずれも増加している。

(3) ひとり親世帯の増加

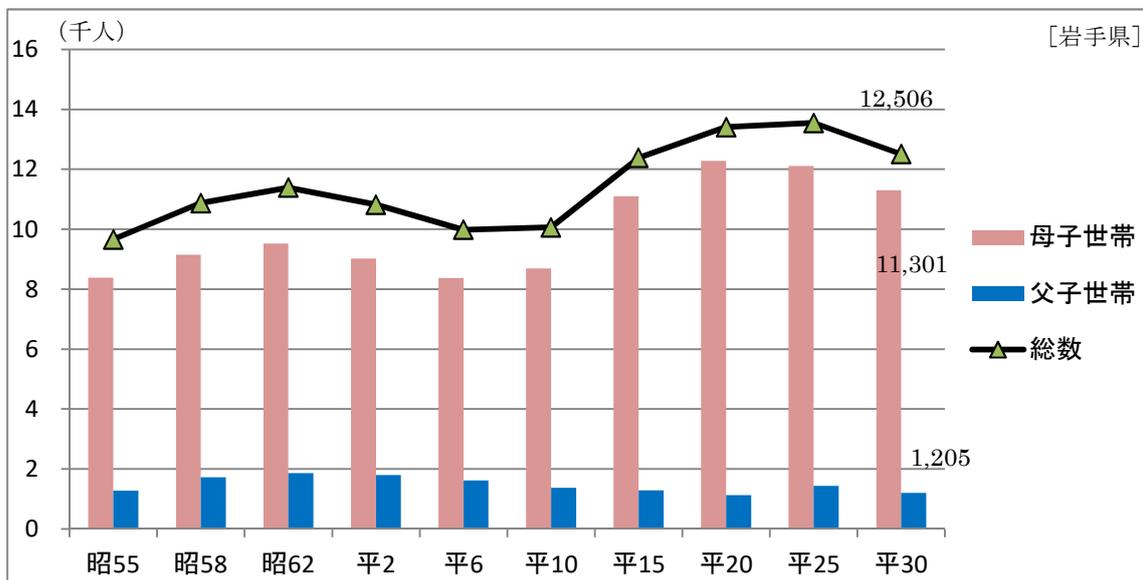
① 離婚件数及び離婚率 ※H30は概数のため修正の可能性あり



(資料：厚生労働省「人口動態統計」)

本県の離婚率は全国より低く、離婚件数及び離婚率（人口千人当たり割合）とも横ばいで推移している。

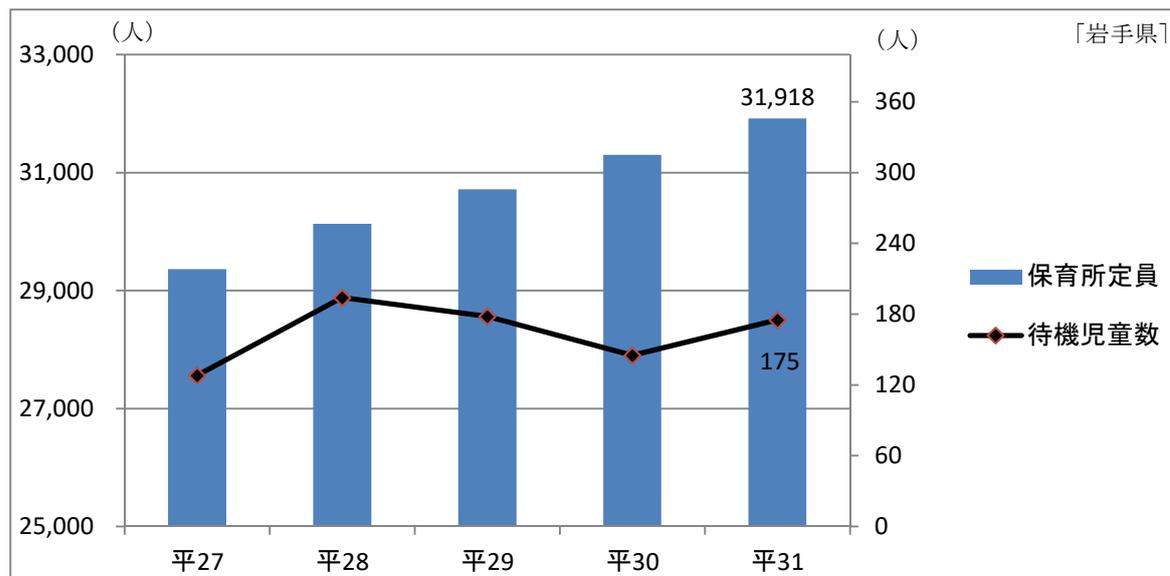
② ひとり親世帯数



(資料：岩手県母子世帯等実態調査基礎調査)

本県におけるひとり親世帯は増加傾向にあったが、平成30年は母子世帯、父子世帯、総数ともに減少している。

(4) 保育所待機児童数の増加



(資料: 子ども子育て支援課調)

本県における保育所定員は増加しているものの、保育所待機児童（各年度4月1日現在）が発生している。

(5) 一般事業主行動計画策定状況

[岩手県・平成31年3月末現在]

常時雇用する労働者数	100人以下	101～300人	301人以上	合計
策定届の届出企業数	236社	360社	111社	868社
届出率	-	100%	100%	-

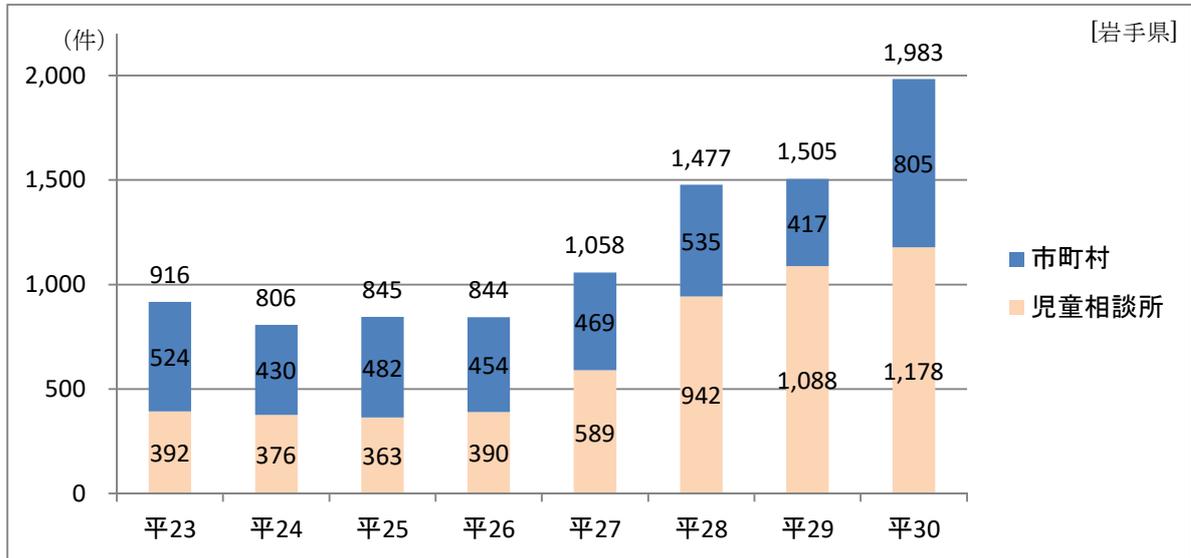
(資料: 厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」)

次世代育成支援対策推進法に基づき、常時雇用する労働者が101人以上の企業においては、一般事業主行動計画の策定が義務付けられているが、本県では、101人以上の企業の全てにおいて計画を策定している。

4 子どもの状況

- ・ 本県の児童虐待対応件数は、平成 27 年度以降大幅に増加している。
- ・ 本県の社会的養護（施設入所等）を必要とする児童数（人口 10 万人あたり）、里親委託率は上昇している。

(1) 児童虐待の対応状況

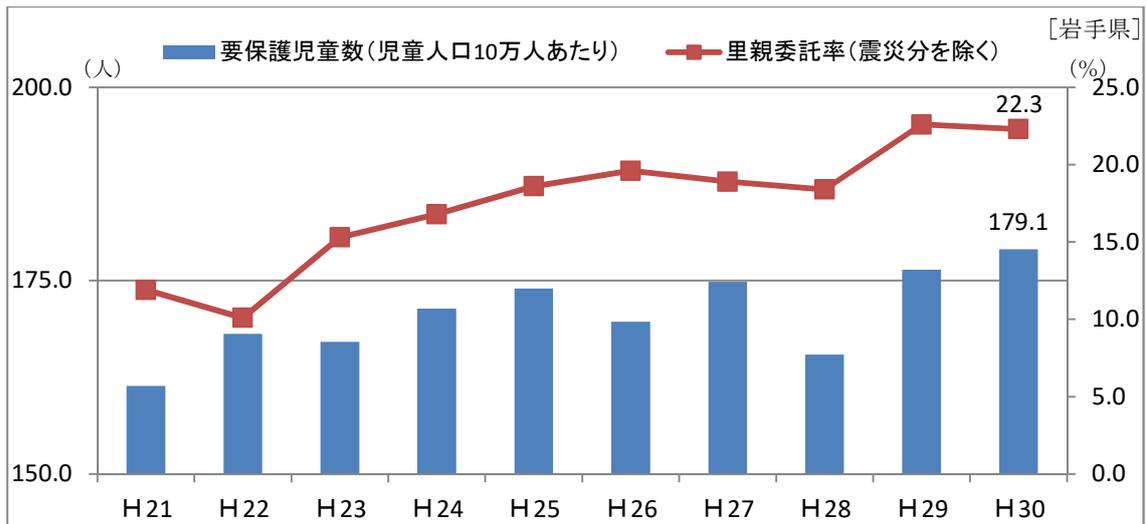


(資料：厚生労働省「福祉行政報告例」)

本県の児童虐待対応件数について、平成 20 年度以降増加している。

また、児童相談所においては平成 28 年度に、市町村においては平成 30 年度に大幅な増加がみられる。

(2) 要保護児童数・里親委託率の状況

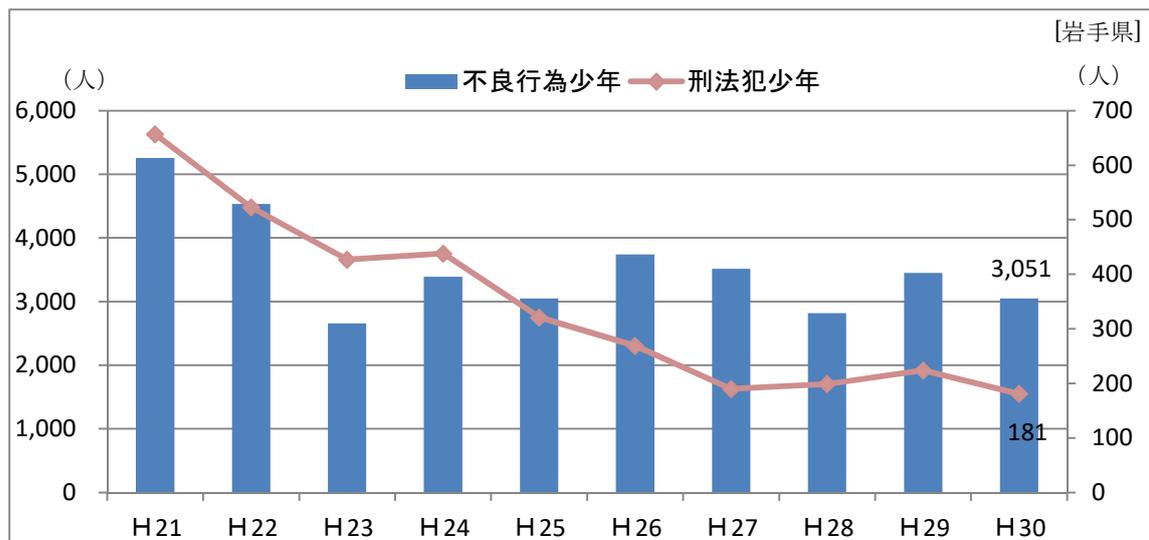


(資料：子ども子育て支援課調)

本県の児童人口 10 万人あたりの要保護児童数（施設入所児童及び里親委託児童）は、平成 28 年度に減少したが増加に転じている。

また、里親への委託割合は上昇している。

(3) 不良行為少年等の状況



(資料：岩手県警察本部「岩手の少年補導」)

本県の不良行為少年（深夜はいかい、喫煙等）、刑法犯少年（万引き、占有離脱物横領等）の検挙・補導人数とも減少している。

5 東日本大震災津波の発生による子どもを取り巻く被害状況

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生し東日本大震災津波による被害に伴う環境の変化は、子どもの健やかな成長などに影響を与えることが懸念される。
- ・ 児童福祉施設について、廃止した施設を除き全て自施設で復旧・再開している。

(1) 被災による孤児・遺児の人数（発災時、県内居住児童数）

孤 児	遺 児	合 計
94人	489人	583人

(資料：子ども子育て支援課調)

(2) 児童福祉施設の被害及び復旧状況

(単位：施設)

種 別	震災前 施設数 (A)	被災施設数 (B)		再開施設数 (C)		備 考
		数	割合(B/A)	数	割合(C/B)	
保育所	95	34	35.8%	34	100.0%	廃止施設 (へき地保育 所、児童館各 1施設)を除 き、全て自施 設で復旧・再 開している。
へき地保育所	1	1	100.0%	0	0.0%	
児童館	36	4	11.1%	3	75.0%	
放課後児童クラブ	62	14	22.6%	14	100.0%	
子育て拠点	6	6	100.0%	6	100.0%	
計	200	59	29.5%	57	96.6%	

(資料：子ども子育て支援課調 令和元年7月31日現在)

第2 重視する視点

「いわて県民計画（2019～2028）」※では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会を実現していくため、「家族・子育て」など10の政策分野を設定するとともに、各政策分野に、幸福に関連する客観的指標（いわて幸福関連指標）を定め、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開することとしています。

また、「家族・子育て」の政策分野においては、「家族の形に応じたつながりや支え合いが生まれ、また、安心して子育てをすることができる岩手」を取組方向として掲げ、従来の形に捉われない様々な家族の形態において、それぞれが大切な人とのつながりや支え合いを確保できる環境づくりを進めることにより、共につながり、支え合う良好な家族関係を実感でき、また、結婚や出産、子育てなどの環境づくりを進めることにより、家庭や地域で、子どものいきいきとした成長を実感できる岩手の実現に向けた取組を展開することとしています。

これらの取組を進めるに当たっては、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って行動していくことが必要とされているところであり、「いわて子どもプラン」においても、「一人ひとりの幸福を守り育てる」という視点を重視しながら、地域社会を構成するあらゆる主体の参画を得て、計画を推進していくことします。

※「いわて県民計画（2019～2028）」：令和元年度から令和10年度までの10年を計画期間とする県の長期計画」

第3 施策推進の基本的な考え方

1 基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、
次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

本県では、全国的な傾向と同様に出生数の減少が続いていますが、その背景としては、未婚率の上昇や晩婚化の進行、仕事と生活を両立することができる環境整備の遅れ、子育てに係る経済や心身の負担などがあげられており、これらのことが家庭を持つことをためらわせたり、生む子どもの数を少なくしたりする要因となっています。

また、東日本大震災津波により、特に沿岸部において多数の被災孤児・遺児が発生したほか、失業や勤務先の経営不振等による家庭の経済状況の変化、応急仮設住宅での生活の長期化、高台や内陸部へ転居など、子どもを取り巻く生活環境には大きな変化が生じています。

このようなことから、少子化対策や子育て支援施策の推進に当たっては、子育てに対する不安の解消をはじめ、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方の実現などを進め、被災地をはじめ、子育てをしているすべての家庭を社会全体で支える体制づくりが必要です。

併せて、親自身が親としての自覚と責任を持ち、家庭の果たす役割の大切さを理解するとともに、家族の深い絆のもとで、次代を担う子どもたちが健やかに育まれる家庭環境づくりが大切です。

また、子どもを安心して生み育てていくことができる環境の構築など、少子化に歯止めをかけていくための取組が必要になります。

このため、「男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり」を基本方針として、総合的、計画的に施策を推進します。

2 施策の基本方向

子ども・子育て支援に関する施策等の推進に当たっては、これから家族を持つ若者の育成・支援や、現在子育て中の家庭への支援、さらには、子ども自身への支援が、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階において切れ目なく行われることが必要であることから、「若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する」、「子育て家庭を支援する」、「子どもの健全育成を支援する」の3つを施策の基本方向とします。

若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

中高生と赤ちゃんとのふれあい活動や教育の場での子育ての大切さを学習する機会などを活用し、男女がともに子育てする意識の醸成を図ります。

また、「子ども・子育て支援新制度」による保育等を必要とする若者や家庭への計画的な教育・保育の提供や、若者の多様な交流活動の促進、結婚支援や妊娠・出産に関する知識の普及啓発、経済的に自立した生活を送るための就労支援など、若者が家庭を築くことや、子どもを生み育てることに希望を持てる地域を目指します。

子育て家庭を支援する

みんなで子育てを支援する地域づくりを推進するため、地域の関係者が参画する「市町村子ども・子育て会議」による多様な保育ニーズへの対応や家庭で子育てを行う若者に対する支援、人材育成などにより、地域のニーズに対応した子育て家庭への支援の充実を図ります。

また、仕事と子育ての両立のため、保育サービスの一層の充実や教育・保育の総合的な提供、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を支援する

子どもの健全な育成を図るため、家庭内での親子のふれあいや、遊びを中心とした子どもの主体的な活動、多様な世代との交流、健康・体力づくりなどを推進するとともに、子どもの貧困対策、児童虐待防止対策の充実や、東日本大震災津波で被災した子どもや家庭への必要な支援を行い、豊かな自然や人と人とのつながりを大切にする岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

3 施策体系

基本方針

男女がともに家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくり

施策の基本方向

- 1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
 - (1) 若者の豊かな心づくり
 - (2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進
 - (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成

- 2 子育て家庭を支援する
 - (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
 - (2) 子育て相談や情報提供の充実
 - (3) 親と子の健康づくりの充実
 - (4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供
 - (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
 - (6) 経済的負担の軽減
 - (7) ひとり親家庭等への支援の充実
 - (8) 被災地における保育サービスの確保

- 3 子どもの健全育成を支援する
 - (1) 地域における健全育成活動の推進
 - (2) 岩手の食育の推進
 - (3) 児童虐待防止対策の充実
 - (4) 社会的養護体制の充実
 - (5) 生きる力を育む学校教育の推進
 - (6) 魅力ある社会教育の推進
 - (7) 被災児童に対する支援の推進

4 いわての子どもたちに期待すること

この「いわて子どもプラン」を推進することにより、岩手の子どもたちが、豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、人とのつながりを大切にしながら、被災による多くの困難から力強く立ち上がり、岩手の将来を担う若者として多様な活動に取り組んでいくことを期待しています。

幼児

- 家族みんなで季節の行事や地域の活動に参加しています。
- 食事の後片付けや掃除などのお手伝いをおこない、家族の一員としての役割を担っています。
- 毎日の食事をしっかりととり、睡眠も十分にとっています。
- 元気に体を動かして遊んだり運動したりしています。
- 交通ルールを守った安全なくらしができています。

小学生

- 様々なことに興味や関心を持ち、進んで学んでいます。
- 近所や学校で友達と遊んでいます。
- 文化・スポーツ活動に進んで参加しています。
- 友達やグループで公園の清掃や福祉施設訪問など、様々なボランティア活動に参加しています。
- 遊びの時間と勉強する時間のバランスを考えた生活をしています。
- 赤ちゃんや小さな子どもとふれあう機会を大切にしています。
- お年寄りのお話を聞いたり、一緒に遊んだりしています。
- 様々な分野の本に親しんでいます。

中学・高校生

- 主体的に判断・行動し、積極的に自己を生かしています。
- 広い視野を持って多様な活動や青少年との交流活動に参加しています。
- 献血（16歳以上）に協力しています。
- 携帯電話やインターネットを正しく利用するためのルールやマナーを理解しています。
- 悩みや不安があるときは、周囲の人や電話相談などによるアドバイスを受けながら、解決するよう努力しています。

第Ⅱ章 各論

第1 施策の具体的推進

1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

(1) 若者の豊かな心づくり

目指す姿

社会全体で家庭や子育てを支援する機運が醸成され、多様な活動が行われています。

若者は、他者との交流を通じて、家庭や子育ての大切さについて理解を深め、親となる心構えを身に付けています。

課題等

子育て中の親やこれから親となる若者などを含め社会全体で、家庭や子育ての大切さについて意識を深める必要があります。

また、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や、子どもの人権を大切にすることを意識の啓発が必要です。

施策の推進方向

(若者の豊かな心づくりに向けた支援を推進します)

- 子育てや家庭の大切さについての意識啓発や情報提供を行うことにより、子育てや家庭生活が尊重されるとともに、社会全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
- 子どもの権利について、情報提供を行うことにより、子どもの権利についての理解が促進されるよう努めます。
- 子どもを生み、育てることの意義や、子どもや家庭の大切さについて理解を深めるよう、これから親となる若者などを対象とした保育所等での育児体験や、市町村や学校での中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験を行うことができる環境づくりを推進します。
- 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心を育成するため、道徳教育の充実に取り組むとともに、地域の人材を活用し、学校・家庭・地域が連携した人権教育を推進します。

また、関係機関と連携を図りながら、お互いに支えあい、人権を尊重する社会の形成に向けた啓発活動を推進します。

(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進

目指す姿

若者一人ひとりが、必要な能力を身に付け、社会の一員としてさま

さまざまな活動に参加するとともに、経済的に自立して、充実した生活を送っています。

課題等

県内の有効求人倍率は、震災復興需要等により1倍を超える高い水準になっているものの、卒業後県外へ就職する若者が多く、高等学校卒業生の3年以内の離職率が高水準で推移しており、若者の就職や就労環境の改善が必要です。

さらに、若年無業者等に関する相談件数が年々増加するなど、自立に困難を抱える若者への支援のニーズが高まっています。

また、少子化の要因として未婚化・晩婚化が課題となっています。本県の婚姻率は全国の中でも低く、結婚相手となる異性に会うことができる機会の創出や、不妊に悩む夫婦への支援が必要です。

施策の推進方向

(若者の就労を支援します)

- 県立職業能力開発施設において、時代の変化や地域ニーズに対応した体制整備を推進し、将来の本県産業を担う人材を育成するとともに、就職を希望する学生の県内就職を促進します。
- 就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職及び定着を支援するとともに、「ジョブカフェいわて」などを拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者や女性の就職活動や職場定着を支援します。
- 若年無業者等の困難を抱える若者の社会的自立に向け、相談支援の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や職業能力の向上のための機会を提供します。また、地域の支援機関の連携を図り、各地域における主体的な取組を促します。

(県民の結婚を支援します)

- 結婚したいと願う県民の希望をかなえるため、「いきいき岩手」結婚サポートセンター「i-サポ」を設置・運営し、会員登録によるマッチング支援や結婚情報の提供などを促進します。
- 社会全体で結婚を応援する機運を醸成し、企業の結婚支援活動を促進するため、新婚夫婦やカップルに商品の割引などのサービスを提供する「いわて結婚応援の店」の協賛店の拡充に努めます。

- いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」を活用し、未婚男女の出会いの場の創出を支援するなど、若者の交流活動を促進します。

(若者の交流活動を促進します)

- 青少年活動交流センター事業を通じて、世代間・地域間の交流活動等を実施します。

(不妊に悩む夫婦を総合的に支援します)

- 不妊専門相談センターや保健所において、不妊・不育に関する相談及び情報を提供するとともに、体外受精など特定の不妊治療のほか、男性の不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。

(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成

目指す姿

男女が、お互いに協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの喜びや大切さを理解しあっています。

課題等

女性の社会進出が進む一方、家事や子育ては女性の仕事という意識が依然として残っており、男女の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、男女が家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。

施策の推進方向

(男女がともに子育てをする意識を醸成します)

- 市町村、NPO等と連携し、幅広く男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、多様な広報媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。
- 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- イクメンハンドブックの配布などにより、男性の育児参加についての意識啓発を図ります。
- 学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発するとともに、家事、育児などの知識・技術の習得を促進します。

- 親子のふれあいの充実のため、青少年活動交流センター事業や「いわて家庭の日」県民運動により意識啓発を図ります。

2 子育て家庭を支援する

(1) みんなで子育てを支援する地域づくり

目指す姿

子育てや家庭教育に取り組む保護者への学びの機会が提供されることにより、安心して子どもを育てていくことができる家庭環境が整っています。

子育てサポーター等による保護者への子育て支援活動が充実することにより、地域全体で子どもを育てていく環境が整っています。

子育てにやさしい住宅・交通環境の確保やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進により、安心して子育てができる地域になっています。

課題等

核家族化に伴い、子育てや家庭教育についての「知恵」や「経験」の継承が十分に行われず、悩みや不安を抱える保護者が増加するなど、家庭の子育て機能が低下してきている傾向にあることから、子育てや家庭教育に取り組む保護者等を支援する取組が必要です。

また、道路、公園の整備や、防犯、交通安全など、子育てをしやすいまちづくりを総合的に進めることが必要です。

施策の推進方向

(地域の子育て支援活動の充実を図ります)

- 地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、地域づくり活動の担い手となる人材の育成を進めるとともに、市町村と連携しながら、地域コミュニティ活性化のための取組を推進します。
- 社会全体で子育てを応援する機運を醸成し、企業の子育て支援活動を促進するため、妊婦や子ども連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に努めます。
- 子育て中の親子が気軽に参加し、子育てに関する相談などに応じる場として、県が運営する子育てサポートセンターの機能の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター等の設置拡充を図るため、市町村の取組を支援します。

- 各市町村に設置されている「市町村子ども・子育て会議」において、地域における子育て環境の課題を検討し、多様な保育ニーズへの対応を促進します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努めます。
- 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。
- 子育てに不安や悩みを抱える保護者に対する相談体制の充実に努めます。
- 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。
- 子育て中の親たちが育児に関する情報を交換したり、親子の交流を深める行事などを実施している子育てサークル等の活動の充実に向け、情報提供などの支援に努めます。

(子育てにやさしいまちづくりを推進します)

- 安心して子ども連れで外出できるよう、公的施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への授乳及びおむつ替えの場所の設置を促進するなど、みんなが快適に利用できるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 妊婦や子ども連れの親子が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 子育て中の世帯に有益な住宅取得などに関する情報や、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅情報の提供を推進します。
- 子育て世帯に対する公営住宅入居収入基準の緩和措置を実施するとともに、公営住宅を整備する際には、一定のバリアフリーを進め、子育て世帯、障がい者や高齢者世帯など多様な世帯に対応した整備を推進するなど、地域の実情を踏まえながら、子育てや子どもの成長に適した公営住宅の居住水準の向上に努めます。

(子どもを交通事故や犯罪、自然災害等から守ります)

- 子どもの交通事故防止と安全に配慮した交通環境の整備を推進するため、関係機関・団体と連携し、通学路点検の実施や生活道路対策の推進等を図ることで、道路における安全確保に努めます。

また、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、シートベルト・チャイルドシートや自転車に子どもを乗せる際のヘルメットの正しい着用が促進され、子どもの被害防止が図られるよう、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に努めます。

- 道路・公園などの公共施設や住居の構造、設備、配置や防犯灯、防犯カメラなどの設置などについて、犯罪防止に配慮した環境設計が行われるよう市町村や管理者に対して、各地域の犯罪発生状況を踏まえた働きかけを行うなど、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 通学路等における子どもの犯罪被害を防止するため、「登下校防犯プラン」※等において、学校、警察、自治体等は連携して総合的な防犯対策に取り組みます。

※ 「登下校防犯プラン：平成 30 年 5 月、新潟県において下校途中の 7 歳の児童が殺害された事件を受け、同年 6 月 22 日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において決定されたもの」

- 県警察と県教委が連携し、登下校時における防犯対策について意見交換・調整を行う「地域の連携の場」の構築を推進します。
- 県警察と学校との間における粒度の高い不審者に関する情報交換のほか、地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信に努めます。
- 多様な担い手による見守り活動を活性化するため、「ながら見守り」※1等を推進するとともに、青色回転灯装備車の活動や「子ども 110 番の家・車」※2への支援等を推進します。

※1 「ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、ウォーキング、ジョギング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守りを行う活動」

※2 「子ども 110 番の家・車：子どもの通学路に面する商店や一般家庭を緊急避難場所として指定し、登下校時間帯等、不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合など子どもが駆け込んできたときに、その子どもを保護し、直ちに 110 番通報する役割を担う場所」

- 児童生徒の学校管理下における安全が確保されるよう、自然災害の多発など学校を取り巻く環境変化を踏まえ、学校の安全計画や危機管理マニュアルの検証・改善に取り組みます。

- 犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアのため、子ども、保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関が連携して支援を行います。
- 自然災害等から子どもたちを守るため、市町村と災害時の情報共有を図るとともに、教育・保育現場における防災教育や自主防災組織の活動支援、総合防災訓練の実施などを通じ、防災意識の向上や地域コミュニティを基盤とした防災体制づくりを推進します。

(2) 子育て相談や情報提供の充実

目指す姿

子育てに必要な情報を手軽に入手できるとともに、子育てに関する問題を身近なところで相談することができます。

課題等

子どもの育ちの段階に応じた情報を十分に提供することができる体制を整えることが必要です。

また、身近な相談窓口や、専門的な相談支援体制の強化が必要です。

施策の推進方向

(子育て応援情報の充実を図ります)

- インターネットやマスメディアなどを活用し、子育ての知識や、地域における子育て支援サービス、相談機関に関する情報など、あらゆる世代の多様なニーズに対応した子育て応援情報の提供を行います。
- 子育て中の家庭が抱える悩みを気軽に相談できるよう、住民に最も身近な市町村の相談窓口の強化を図られるよう支援します。

(子育て相談の充実を図ります)

- 地域子育て支援センターや保育所等の相談関係機関相互の連携を密にし、効果的な相談支援体制を構築します。
- 専門的な支援が必要な児童相談に対応するため、児童相談所や児童家庭支援センター※、保健所等の専門的機関における相談機能の強化に努めます。

※「児童家庭支援センター：地域、家庭からの相談に応じるほか、児童相談所からの受託による指導や関係機関との連絡調整等を行う施設」

(3) 親と子の健康づくりの充実

目指す姿

子どもを安心して出産し、育てることができる環境が整っています。
また、子どもの心と体の成長に応じた健康づくりを支援する体制が整っています。

課題等

本県の合計特殊出生率は 1.41 と依然として低い水準にあり、少子化傾向は続いています。

国の「健やか親子 21 (第 2 次)」に対応し、妊娠、出産から思春期までの母子保健対策を総合的に推進する必要があります。

母子保健事業の実施主体である市町村の取組を支援するほか、県医師会等と連携しながら本県独自の取組についても検討を進めていく必要があります。

施策の推進方向

(切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します)

- 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等について総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置促進や、産後ケア事業などの妊産婦支援の促進に取り組みます。
- 妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。
- 県医師会の協力を得て、本県独自の母子健康手帳を作成し、母と子の健康支援に関する情報提供の充実に努めます。
- 児童虐待の発生予防に向けて、妊産婦メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。
- HTLV-1 母子感染予防について、協議会を設置し、妊婦に対する抗体検査の実施や相談体制等の整備に努めます。
- 総合周産期母子医療センターを中核とし、インターネットを活用した周産期医療情報の共有を図りながら、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療※の提供に努めます。

※ 「周産期医療：妊娠 22 週から出生後 7 日未満の出産前後の時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る

医療」

- 乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児期からのバランスのとれた食生活の支援、歯科疾患の予防及び咀嚼機能の発達支援など、乳幼児への保健指導の充実に努めます。また、予防接種率の向上、乳幼児の事故防止について、普及啓発に努めます。
- 保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。また、どの地域にいても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。
- 長期に治療と、高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の負担軽減を図るため、医療費助成事業に取り組むとともに、自立支援や家族の一時的な休息のための援助（レスパイト）など患者・家族の意見も踏まえた支援に努めます。
- 先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児にタンデムマス法を用いた検査を実施して、疾病が判明した子への適切な治療が行われるよう、検査機関と医療機関との連携や検査の精度管理等を実施します。
- 先天性難聴の早期発見、療育のため、公費負担を含めた新生児聴覚検査や療育支援の体制の確立に努めます。
- 母子保健医療体制の充実に努めるため、県医師会、県歯科医師会、県立大学、県助産師会等と連携し、多様なニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を推進します。

(学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進します)

- 地域保健と学校保健との連携を図りながら、生活習慣の改善などによる健康づくりを一層推進します。
- 県や市町村、関係団体が連携し、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、飲酒、食習慣、自殺予防対策等に関する教育、相談、情報提供等の充実に努めます。
- 学校における教育相談を充実させるため、スクールカウンセラー等の配置を継続するとともに、教員の教育相談に関する研修の充実に努めます。また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び学校外の専門家（医師、歯科医師、薬剤師、助産師、保健師、警察職員）等の協力を得て、性に関する指導や薬物乱用防止教育を推進します。

(障がい児支援を推進します)

- 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、発達障がい児や超重症児などのニーズにも対応できる機能を備えた「県立療育センター※」を中心に障がい児療育を進めるとともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。

また、発達の遅れや障がいなどがある児童が早期に必要な支援を受けられるよう、県立療育センターの小児医療提供体制の充実を図るとともに、県内の医療機関や児童発達支援事業所等と連携し、早期の診断・療育につながる支援体制の構築に努めます。

- ※ 「県立療育センター：医療法に基づく病院、児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設と医療型児童発達センター、また、相談機関である発達障がい者支援センターなどを併設した複合型施設」

- 各地域で相談支援に対応できる人材の確保・育成を図るため、医療的ケア児や重症心身障がい児、発達障がい児等に関する研修を実施するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等に対し、障がいの理解や指導法など、障がい児が集団生活に適應するための支援についての普及啓発を行います。

(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供 目指す姿

保育サービスを必要とする人が、各地域でそれぞれの状況に応じた多様な保育サービスを受けることができます。

課題等

保育所の利用を希望しても入所できない児童が増加する傾向にあり、保護者の就労等に伴い保育を必要とする家庭の増加への対応や、様々なニーズに対応した保育サービスの実施が必要です。また、利用者が安心して利用できるよう、施設の情報を容易に入手できることが必要です。

また、子どもの教育や保育への需要の多様化に対応し、就学前の子どもに対する教育や保育の総合的な提供が求められており、子ども・子育て支援新制度による、計画的な保育所整備等、量の拡充や質の向上を進めることが必要です。

施策の推進方向

(子ども・子育て支援新制度による市町村の保育サービスの充実を促進します)

- 各市町村では、子ども・子育て支援新制度における、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童を解消するなど保育サービスを必要とするすべての家庭が利用できるよう、計画的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。
- 県では、市町村の計画を取りまとめて「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村の支援や、施設等に関する情報の公表に努めます。

(多様な保育サービスを促進します)

- 多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の拡充や、幼稚園における一時預かりの活用を図ります。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人とを会員とするファミリー・サポート・センターの設置促進、病児・病後児の預かり等の機能の強化や広域的な利用などを支援します。
- 仕事の都合などにより、夜間にわたり保護者が不在となる児童を児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）の促進に努めます。
- 認可外保育施設を安心して利用できるようにするため、運営内容などの情報提供や適時の指導に努めます。

(認定こども園の普及を促進します)

- 認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子ども・子育てを受入れられる施設であるという特徴をふまえ、幼稚園、保育所及び保護者への情報提供等を通じその普及を図ります。
- 幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(実施者、従事者の確保及び資質の向上等)

- 質の高い幼児教育や保育等の事業の提供にあたって基本となる

のは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。

- 「岩手県保育士・保育所支援センター」による、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等や保育士修学資金の貸付を通じ、保育士確保に努めます。
- 職員給与の改善等処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。
- 幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修を実施するなど、乳幼児期において、生涯にわたる生きる力の基礎が培われるよう、教育・保育内容の充実に努めます。

(保育所における事故防止の徹底)

- 夏季の水遊びやキャンプなどの園外行事が増加する時期には、子どもの事故防止に関する注意を喚起する文書の送付等により、保育所や認可外保育所の安全な運営に努めます。
- 県が行う保育所や認可外保育所への定期監査や立ち入り調査等の機会を通じ、子どもの安全の確保についての取組状況を確認し、必要に応じて適切な措置の実施等について指導します。

(5) 子育てにやさしい職場環境づくり

目指す姿

家庭を持つ男女がともに、ライフステージの段階に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事と生活の両立を実現しています。

課題等

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約6割が、出産・育児を理由に退職しています。

また、子育て期にある30歳代男性の約5人に1人は週60時間以上就業しており、特にも本県の労働時間は全国でも長くなっており、父親の育児参加を妨げています。

女性が子どもを持ちながら働き続けることができるよう、長時間労働の抑制や年次休暇の取得促進等「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進や、仕事と家庭の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりが必要です。

施策の推進方向

(仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの機運を醸成します)

- いわてで働こう推進協議会を核とした「いわて働き方改革推進運動」の展開により、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得率向上、完全週休2日制普及等の働き方改革の取組を推進します。
- 仕事と子育ての両立を支援する企業の認証・表彰の実施などにより、子育てにやさしい職場環境づくりを支援します。
- 労働局が主催する「岩手子育ての女性の就職支援協議会」における関係機関や企業・団体等との情報交換等を通じ、国の施策や関係機関の取組との十分な連携を図ります。

(仕事と子育ての両立のための基盤整備に努めます)

- 保育所等の運営費に対して、その経費の一部を負担するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備又は既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。
- 3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を促進します。
- 処遇改善など労働環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターにより、保育人材の確保に努めます。
- 県は放課後児童クラブをはじめとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。
- 育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。

(6) 経済的負担の軽減

目指す姿

子育て中の家庭が、それぞれの状況に応じた経済的な支援を受けることができ、安心して子育てをしています。

課題等

平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」によれば、子どもの教育、医療に係る経済的負担の軽減が求められています。

施策の推進方向

(子育て家庭の経済的支援の充実に努めます)

- 子どもや妊産婦が適正な医療を受けられるよう、一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことにより、子どもや妊産婦の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図ります。
- 保育料については、幼児教育、保育の無償化のほか、同時入所第3子以降の無償化など、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望します。
- 中学生以下の子どもを持つ家庭に対する経済的支援として、児童手当の支給に係る経費の一部を負担します。
- 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、就学支援金や授業料減免補助事業による学費助成、奨学のための給付金による修学支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- 上記のほか、小児慢性特定疾病児童の医療費の公費負担、体外受精等の特定不妊治療に要する費用への助成、ひとり親家庭への児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付、精神又は身体に障がいがある児童への特別児童扶養手当の支給、市町村が行う未熟児養育医療及び身体障がい児育成医療への給付への支援などにより経済的支援を実施します。

(7) ひとり親家庭等への支援の充実

目指す姿

ひとり親家庭等が、就業や子育てに必要な情報や相談など、自立に向けた施策を活用し、仕事と子育てを両立しながら、子どもの健やかな育成と自立した生活を送っています。

課題等

ひとり親家庭等の自立の促進を図りながら、子どもの健全な成長を図ることが重要です。

そのためには、国、県、市町村、商工関係団体、母子・父子福祉団体等関係機関との連携を図りながら、ひとり親家庭等に対する就業・

子育て支援サービスなど、各種施策の充実や周知及び利用促進が必要です。

施策の推進方向

(ひとり親の自立支援の充実を図ります)

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」を定め、将来にわたりひとり親家庭等が安心して暮らすことができる社会づくりを目指します。

(相談機能の充実に努めます)

- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携により地域に出向いた相談事業を実施するなど、相談機能の充実に努めます。また、日中忙しくて相談できないなどのひとり親家庭等に対応し、柔軟に相談対応ができるよう相談機能の充実を図ります。

(就業支援対策の充実に努めます)

- ひとり親家庭等の自立に向けて、個々の家庭の実情に応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムの策定や、公共職業安定所、商工関係団体等と連携して、就業相談、就業に必要な知識・技能習得のための支援などの充実を図ります。
- ひとり親家庭の親を対象とした公共職業訓練等の実施により職業能力開発と就業支援を推進します。
- 育児に配慮した託児サービス付き訓練を実施するなど、女性の再就職を支援するとともに、就職につながりやすい国家資格の取得を目指す訓練コースなど、雇用情勢や産業政策、企業ニーズを踏まえた職業訓練等の就業支援を実施します。

(子育て支援・生活環境の整備を促進します)

- ひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所、住宅の確保への配慮などを市町村に働きかけ、子育てや生活面に対する支援の充実を図ります。

(養育費確保を促進します)

- 子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、弁護士による無料法律相談を実施し、専門的な相談支援を行うとと

もに、厚生労働省委託事業である養育費・面会交流相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。

(経済的支援の充実に努めます)

- ひとり親家庭等の自立や子どもの修学のため、母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金を効果的に活用できるよう情報提供するとともに、ファイナンシャルプランナーによる個別訪問等を通じた家計管理支援や、ひとり親家庭への児童扶養手当の適切な支給を図ります。
- ひとり親家庭が適正な医療を受けられるよう、一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことで、健康保持と福祉の増進を図ります。

(8) 被災地における保育サービスの確保

目指す姿

東日本大震災津波の被災地の子どもに、安定した保育サービス等の提供がなされています。

課題等

被災により、保育施設や地域子育て支援センター、放課後児童クラブや児童館などが全・半壊や浸水による被害を受けました。

施設の復旧は完了しましたが、引き続き被災児童に対して適切な保育等がなされるための情報提供や各種行事の開催への支援などが必要とされています。

また、被災による家屋の損壊等により、保育料の負担が困難な家庭が生じています。

施策の推進方向

(被災した保育所等の復旧支援を促進します)

- 保育所等に対して、行事やプログラムの実施を支援します。
- 被災児童の養育者の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)や、支援者のスキルアップ等のため、保育支援研修会を実施します。また、保育所等が開催する子育て研修会を支援します。

(震災で被災した子育て家庭への経済的支援に努めます)

- 震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維

持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。

3 子どもの健全育成を支援する

(1) 地域における健全育成活動の推進

目指す姿

子どもたちが、児童館や学校、地域の子ども会の活動などで、様々な遊びや体験、人々との交流を通じて健全に成長しています。

課題等

子どもたちの健全育成のため、放課後の居場所づくりなどの充実がさらに求められていることから、地域住民等の協力を得ながら学習支援や体験活動を行う機会の充実を図る必要があります。

また、育成環境の一層の充実を図るため、非行防止などの取組が必要です。

施策の推進方向

(子どもの視点に立った健全な育成を図ります)

- 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。
- 子育てや家庭教育に関する保護者の学習活動を促進するため、広く県民に学習情報や学習資料を提供します。(再掲)
- 教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- 心身とも健康に成長するためには、外遊び、運動・スポーツする時間と勉強する時間を年齢に応じてバランス良く保つことが必要であり、また、親が自らの健康づくりを進めながら、子どもの手本となって、家族みんなの健康保持に努めることも重要であることから、子どもと家族の健康・体力づくりを推進します。
- 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。

(子どもの貧困対策の充実に取り組みます)

- 子どもが健全に成長するためには、生まれ育った生活・教育環境に左右されないことが重要であり、「いわての子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもの貧困対策について総合的に推進します。

(放課後の健全育成等を促進します)

- 労働等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館等を活用した、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を推進します。
- 子どもたちに放課後の学習の場等を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、教育振興運動等による多様な体験活動に取り組みます。
- 福祉部局と教育部局の連携のもと推進委員会を設置し、放課後における総合的な支援の推進等について検討します。
- 放課後児童クラブの従事者及び放課後子ども教室の参画者に必要となる研修を、福祉部局と教育部局の連携を図りながら、毎年度、計画的に実施します。
- 子どもを地域全体で育むとともに、子どもが地域の良さを実感し、地域活動に参画できるよう、県民運動の推進により意識啓発を図ります。
- 教育振興運動と連携した自然体験・奉仕体験等への参加を促進するなど、学校・家庭・地域が連携した多様な体験活動を推進します。
- 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、自然体験や児童に健全な遊びを提供するほか、幼児期から自然に触れ合う取組などを通じて、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、生涯にわたる生きる力の基礎を培い、次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児童の健全育成活動の充実に図ります。
- 児童館の適切な設置を支援し、遊び環境の充実に促進します。
- 有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行・被害の未然防止等に向けて、関係団体等と連携した県民大会の開催や広報等の啓発活動を実施するほか、青少年指導者向け出前講座や研修会の開催等による意識啓発に取り組みます。

また、関係機関・団体やP T A等地域住民が一体となった非行防

止活動の推進を図ります。

- 成長段階に応じ、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導の充実に努めます。

(2) 岩手の食育の推進

目指す姿

子どもたちが、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を持つとともに、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を身に付けています。

課題等

県が平成30年度に実施した「岩手県子どもの生活実態調査」においても、朝食を毎日食べていない子どもが一定数みられるなど、孤食や個食等の食の多様化、食事の欠食や栄養の偏り等食習慣の乱れ、食に関する情報の氾濫、食品の安全安心を揺るがす事件の発生等、様々な問題が指摘されています。

望ましい食習慣の形成、本県の農林水産業への理解の促進を図ることが必要です。

施策の推進方向

(子どもたちへの食育※の普及を図ります)

- 子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成されるよう、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。

※ 「食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」

- 県食生活改善推進員団体連絡協議会、県栄養士会、県歯科医師会等と連携した食育教室等の開催により、食事の適量及びバランスを自分で選択・コントロールすること、よく噛んで食べること等の大切さの普及を図り、親子の健康的な食生活習慣の定着と児童生徒の将来の生活習慣病の予防について啓発します。
- 農林漁業団体や地域住民等の協力を得ながら、農林漁業体験などの取組を通じ、子どもたちの本県農林水産業への理解醸成を図るとともに、食に対する感謝の心を育てていきます。

(3) 児童虐待防止対策の充実

目指す姿

児童虐待のない地域づくりに向け、発生予防、早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実及び再発防止のための関係機関の連携体制が整っています。

課題等

児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目ない総合的な対策を講ずることが必要です。

また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

施策の推進方向

(児童虐待防止対策の充実を図ります)

- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることから、県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。
- 児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応などに向けて、市町村における、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を担う「子育て世代包括支援センター」の設置を促進するとともに、要支援児童や要保護児童への支援を含む子ども家庭への支援全般を担う「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。
また、それぞれの機能が一体的に運用されるよう支援を行います。
- 児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待（疑いを含む）を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図るとともに、学校や医療機関、婦人相談所等、虐待を発見しやすい立場にある機関等との連携強化に取り組みます。
また、日頃から主任児童委員や民生児童委員と連携を図りやすい体制づくりに努めるなど、地域での見守り支援体制の充実に向けて取り組みます。
- 市町村及び児童相談所において、児童虐待に関する情報を積極的

に収集し、虐待の危険度を的確に把握して対応するため、「児童虐待防止のためのチェックリスト」や「緊急度アセスメントシート」を効果的に活用するよう、周知徹底を図ります。

- 家庭支援機能を強化するため、児童相談所が、市町村や児童家庭支援センター等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や家族再統合※に向けた保護者への指導・支援を推進します。

※ 「家族再統合：虐待を受けた子どもと親との関係を再構築するもの」

- 市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所において、市町村への巡回訪問や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。
- 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スーパーバイザーの養成に努めます。また、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等により、迅速、適切な対応に努めます。

(4) 社会的養護体制の充実

目指す姿

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちは、里親や入所施設において家庭的な環境のもと、適切な支援やケアを受けて育っています。

課題等

虐待を受けた子どもや、何らかの事情により実の親が育てられない子どもたちに対して、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託等の推進や児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実を図るとともに、施設を退所した子どもたちへの相談援助や就労支援の充実を図ることが必要です。

施策の推進方向

(社会的養護体制の充実を図ります)

- 「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、施設においても、より家庭的環境のもとで養育が行われるとともに、必要な支援やケアを

受けられるよう、関係機関と連携して児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を推進します。

- 家庭的な養育環境を充実するためには里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。このような里親支援を行うフォスタリング業務※1について、児童相談所、市町村や児童養護施設等と連携して、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。また、児童相談所への専任の里親養育支援児童福祉司の配置を進めます。

また、パーマネンシー※2 保障の観点から、永続的に安定した養育環境を提供するため、十分なアセスメントと丁寧なマッチングのもと、特別養子縁組制度の活用に取り組みます。

※1「フォスタリング：里親のリクルート、アセスメント、研修、子どもとのマッチング、里親委託中及び委託解除後の支援など里親支援全般」

※2「パーマネンシー：継続的に安定した養育者と養育環境」

- 「岩手県社会的養育推進計画」に基づき、本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取組を推進するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援します。
- 施設等を退所した児童に対して、退所後も生活や就労などについて必要な支援を行う社会的養育自立支援事業などを実施します。

また、児童養護施設や児童自立支援施設退所児等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援の運営の充実を図るため、施設退所児が気軽に相談できるような雰囲気づくりについて支援するとともに、今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、自立援助ホーム※の増設の必要性を検討します。

※ 「自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等が共同生活を営み、相談等の支援が受けられる施設」

- 子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわてこどものけんりノート」を活用しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの気持ちや意見の丁寧な聴き取りを行うなど、一時保護児童や被措置児童の権利に配慮したケアの質の向上のための取組等を進めます。

- 被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、児童の安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。
- 一時保護を行う場合に児童の権利擁護が図られ、安全・安心な環境のもとで適切なケアが提供されるよう、計画的な職員配置と研修機会の確保等による体制整備を図るとともに、一時保護所の建替や改修などの環境整備に取り組みます。

(5) 生きる力を育む学校教育の推進

目指す姿

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を身に付けています。

課題等

複雑で予想困難な時代の中で、児童生徒が未来を切り開いていくための「生きる力」を身に付けることが求められており、「主体的・対話的で深い学び」の推進をはじめとする学びのあり方の更なる改善が必要です。

また、すべての学校において、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズへの対応を充実させていく必要があります。

施策の推進方向

(生きる力を育む学校教育を推進します)

- 「生きる力の基礎」を培う質の高い幼稚園教育を推進するため、「生活」及び「発達」や「学び」の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図るとともに、地域の特性や幼児の実態に応じた特色ある幼稚園づくりに取り組みます。
- 将来、社会人としてたくましく生きていくことができる総合的な生きる力を育成するため、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営の取組を推進し、魅力ある学校づくりを推進します。
- 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力など全ての学習の基盤となる児童生徒の資質・能力を育み、これらを活用して課題を解決をするために必要な思考力、判断力、表見力等や自立的に学ぶ態度を身に付けさせます。

- 児童生徒の職業観や勤労観を育成するため、発達段階に応じて職場体験、インターンシップ等の体験的な学習の充実と質的向上を図ります。
- 家庭科の授業などを活用して、児童生徒が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあう体験学習を行うなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。
- 体育授業や部活動を通じて運動やスポーツに親しむ習慣の定着を図ります。また、基本的な生活習慣、望ましい食習慣の形成など健康教育の充実を図ります。
- 郷土への誇りと愛着を醸成するため、学校と地域が連携し、岩手の歴史や偉人、豊かな自然・文化等を探究する学習や、地域活動への積極的な参加を促す取組を推進します。
- 児童生徒が地域を理解し、地域に貢献する態度を育成するため、地域産業を理解する取組や地域の課題解決を図る学習、伝統文化を継承する取組を推進します。

(特別支援教育の充実を図ります)

- 全県的な視点での教育環境の整備や特別支援教育についての県民の理解促進に取り組みます。
- 特別支援学校におけるセンター的機能の充実に努めながら、幼少期からの継続した一貫性のある支援を推進するとともに、関係団体・関係機関との連携の強化により、充実した進路支援に取り組みます。

(6) 魅力ある社会教育の推進

目指す姿

地域の実情に応じた推進体制が構築され、教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動等の充実により、学校・家庭・地域の抱える教育課題が地域で自主的に解決されています。

課題等

岩手県では、半世紀以上の歴史を持つ教育振興運動を基盤とした地域学校協働活動などが推進されているものの、地域における人間関係の希薄化や人口減少により、地域が自主的に教育課題を解決することが困難になりつつあることから、地域総ぐるみで子どもを教え、育てる仕組みづくりの再構築が必要です。

施策の推進方向

(魅力ある社会教育を推進します)

- 子育てや家庭教育に悩みや不安を抱える保護者を支援するため、電話やメールによる相談窓口を設置するとともに、メールマガジン等による家庭教育に役立つ情報などの提供や、教育に関する意識啓発に取り組みます。(再掲)
- 子育て支援に関わるグループ・団体・NPO等や企業との連携・協力、協働を図るため、子育てサポーター等の資質向上やネットワークづくりに向けた研修等を実施します。(再掲)
- 子どもたちの体験学習の場を提供するため、青少年の家などの社会教育施設等を活用した自然体験活動などの体験活動の充実に取り組みます。(再掲)
- 児童生徒が多くの本に触れ、読むことの楽しさを実感できる読書活動や、読書ボランティアと連携した読み聞かせ、学校司書の配置の拡充による学校図書館を生かした読書活動等の充実に取り組みます。
- 「いつでも・どこでも・だれでも」生涯を通じて学び続けられる環境づくりのため、市町村と連携を図りながら、県立生涯学習推進センター等による、ICTを活用した学びの機会や活躍の場等に関する情報の集積・提供など、学習情報提供の仕組みを一層充実させます。
- 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を実現するため、国の動向を踏まえながら、教育振興運動と連携したコミュニティ・スクールの推進などを通して、地域学校協働活動の充実等に取り組みます。
- 各種教材や環境学習交流センター等を拠点とした取組により、地域で行われる環境保全活動や自然観察などの環境学習を支援します。

(7) 被災児童に対する支援の推進

目指す姿

東日本大震災津波で被災した子どもたちが、成長に寄り添った必要な支援を受けながら、安心した生活を送っています。

課題等

被災したり、家族を亡くしたりする等のつらい体験をした子どもた

ちがおり、心のケアを必要としています。

子どもたちの遊びや学ぶための環境が制限を受けており、環境整備や機会の提供が必要とされています。

施策の推進方向

(被災児童に対する支援を推進します)

- 「いわてこどもケアセンター」を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。
- 遊びや体験が不足している沿岸被災地の子どもたちの健全育成のため、遊び場の提供を行います。
- 震災により家計が急変した世帯の生徒の教科書購入費等の支給や、被災地で文化活動や運動部活動に励む子どもの支援を行います。
- 被災孤児・遺児の状況把握を行い、民間等からの支援情報等必要な情報提供を行うとともに、いわての学び希望基金給付金・奨学金等を支給します。
- 被災孤児を養育する里親に対して、子どもの養育方法や心理面のケアについて支援します。

第2 ライフステージ別の施策の展開 ※別途作成

第3 県施策の評価の参考とする主な指標項目

本計画は、「いわて県民計画（2019～2028）」を踏まえながら、その推進状況の評価を行うこととしていることから、「いわて県民計画（2019～2028）」の第1期アクションプランである、政策推進プラン及び復興推進プラン（計画期間：令和元年度～令和4年度）において設定している指標を記載しています。

なお、政策推進プラン等は令和4年度までを計画期間としていることから、令和5年度に次期アクションプランが策定された時点で、指標や目標値等を置き換えることとします。

○「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランにおける指標

1. いわて幸福関連指標

指標名	現状値(H29)	目標値(R4)
合計特殊出生率	1.47	1.58
待機児童数(4月1日時点)(人)	178	0

※ いわて幸福関連指標のうち、いわて子どもプランと特に関連の強い政策項目であるNo.6「安心して子どもを産み育てられる環境をつくります」に係る2指標を記載。

2. 具体的推進方策指標

施策の具体的推進項目	指標名	現状値(H29)	目標値(R4)	(参考)「いわて県民計画(2019～2028)」政策推進プラン	
				政策分野	政策項目
1 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する					
(1) 若者の豊かな心づくり					
若者の豊かな心づくりに向けた支援を推進します	自他の良さを認め合う学級であると感じている児童生徒の割合(%)	小85 中88 高78	小94 中93 高81	Ⅲ教育	12
(2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進					
若者の就労を支援します	県立職業能力開発施設における県内企業への就職率(%)	63.4	75.0	Ⅵ仕事・収入	31
	結婚サポートセンター会員における成婚者数(人)[累計]	77	440	Ⅱ家族・子育て	6
不妊に悩む夫婦を総合的に支援します	特定不妊治療費(男性不妊治療を含む)の助成人数(人)[累計]	375	1,560	Ⅱ家族・子育て	6
(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成					
男女がともに子育てをする意識を醸成します	男女共同参画フェスティバル参加者数(人)[累計]	976	4,000	X参画	49
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者)[累計]	65	315	Ⅱ家族・子育て	6
	両親学級への父親の参加割合(%)	12.3	14.0	Ⅱ家族・子育て	6

施策の具体的推進項目	指標名	現状値 (H29)	目標値 (R4)	(参考)「いわて県民計画(2019~2028)」政策推進プラン	
				政策分野	政策項目
2 子育て家庭を支援する					
(1) みんなで子育てを支援する地域づくり					
地域の子育て支援活動の充実を図ります	「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(店舗)[累計]	1,845	2,300	II 家族・子育て	6
	子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数(人)[累計]	368	1,600	II 家族・子育て	6
	すこやかメールマガジンの登録人数(人)	1,041	5,000	II 家族・子育て	6
	子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数(人)	502	600	II 家族・子育て	6
子育てにやさしいまちづくりを推進します	バリアフリー化に対応した特定公共の施設数(施設)[累計]	88	102	IV 居住環境・コミュニティ	21
子どもを交通事故や犯罪等から守ります	交通事故死傷者数(人)	2,472	1,860	V 安全	28
(2) 子育て相談や情報提供の充実					
子育て応援情報の充実を図ります	子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数(人)[累計][再掲]	368	1,600	II 家族・子育て	6
子育て相談の充実を図ります	子育てサポートセンターにおける子育て支援研修等参加者数(人)[累計][再掲]	368	1,600	II 家族・子育て	6
(3) 親と子の健康づくりの充実					
切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します	産後ケア事業実施市町村数(他市町村との連携を含む)(市町村)	3	33	II 家族・子育て	6
	周産期救急患者搬送のコーディネート件数(件)	284	330	II 家族・子育て	6
障がい児支援を推進します	児童発達支援センターの設置数(設置数)[累計]	3	17	II 家族・子育て	6
	発達障がい者支援センター等の関係機関への助言(件)	124	190	II 家族・子育て	6
(4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供					
子ども・子育て支援新制度による市町村の保育サービスの充実を促進します	保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)(人)	30,716	32,970	II 家族・子育て	6
	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)[累計]	115	558	II 家族・子育て	6
実施者、従事者の確保及び資質の向上	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)[累計][再掲]	115	558	II 家族・子育て	6
(5) 子育てにやさしい職場環境づくり					
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの機運を醸成します	いわて働き方改革推進運動参加事業者数(事業者)[累計]	128	1,000	II 家族・子育て	9
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数(事業者)[累計][再掲]	65	315	II 家族・子育て	6
仕事と子育ての両立のための基盤整備に努めます	保育を必要とする子どもに係る利用定員(4月1日時点)(人)[再掲]	30,716	32,970	II 家族・子育て	6
	保育士・保育所支援センターマッチング件数(件)[累計][再掲]	115	558	II 家族・子育て	6
	放課後児童クラブ設置数(5月1日時点)(箇所)	368	456	II 家族・子育て	6
	離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率(%)	79.7	84.0	VI 仕事・収入	31
(6) 経済的負担の軽減					
低廉な家賃で入居できる公営住宅の供給に努めます	県営住宅の長寿命化改善及び建替戸数(戸)[累計]	48	136	IX 社会基盤	48
(7) ひとり親家庭等への支援の充実					
就業支援対策の充実に努めます	離職者等を対象とした職業訓練の女性受講者の就職率(%)【再掲】	79.7	84.0	VI 仕事・収入	31
経済的支援の充実に努めます	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)	11	33	II 家族・子育て	6
(8) 被災地における保育サービスの確保					
	-				

施策の具体的推進項目	指標名	現状値 (H29)	目標値 (R4)	(参考)「いわて県民計画(2019～2028)」政策推進プラン	
				政策分野	政策項目
3 子どもの健全育成を支援する					
(1) 地域における健全育成活動の推進					
子どもの視点に立った健全な育成を図ります	県立青少年の家が提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合(%)	98	98	II 家族・子育て	7
	学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合(%)	小79 中84 高85	小86 中86 高86	III 教育	12
	すこやかメールマガジンの登録人数(人)【再掲】	1,041	5,000	II 家族・子育て	6
子どもの貧困対策の充実に取り組みます	学習支援事業に取り組む市町村数(市町村)	-	33	II 家族・子育て	6
	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数(市町村)【再掲】	11	33	II 家族・子育て	6
放課後の健全育成を促進します	放課後児童クラブ設置数(5月1日時点)(箇所)【再掲】	368	456	II 家族・子育て	6
	放課後子供教室において指導者を配置して「体験活動」を実施している教室の割合(%)	13	100	II 家族・子育て	6
地域の健全育成活動を支援します	学校や地域が行う体験活動に参加し、今後も継続して参加したいと思う児童生徒の割合(%)【再掲】	小79 中84 高85	小86 中86 高86	III 教育	12
	青少年を非行・被害から守る県民大会参加者数(人)【累計】	436	1,800	II 家族・子育て	8
	青少年指導者向け情報メディア対応能力養成講座受講者数(人)【累計】	200	680	II 家族・子育て	8
(2) 岩手の食育の推進					
子ども達への食育の普及を図ります	食育普及啓発キャラバンの参加者数(人)【累計】	254	1,040	V 安全	29
	食育と食を楽しむイベントの参加者数(人)【累計】	47,352	216,000	V 安全	29
(3) 児童虐待防止対策の充実					
児童虐待防止対策の充実を図ります	児童福祉司1人当たりケース数(ケース)	54.8	40.0	II 家族・子育て	6
(4) 社会的養護体制の充実					
社会的養護体制の充実を図ります	里親等委託率(%)	22.6	28.6	II 家族・子育て	6
(5) 生きる力を育む学校教育の推進					
生きる力を育む学校教育を推進します	児童生徒が調べたことなどを適切に表現する指導をしている学校の割合(%)	小70 中50 高一	小100 中100 高100	III 教育	11
	授業内で学習を振り返っている児童生徒の割合(%)	小85 中83 高54	小89 中87 高58	III 教育	11
	学校の授業が分かる児童生徒の割合(%)	小90 中77 高76	小94 中81 高80	III 教育	11
	コミュニティ・スクール設置市町村数(市町村)【再掲】	4	33	III 教育	16
	学校経営計画の目標が概ね達成できたと評価した学校の割合(%)	80	100	III 教育	16
	将来希望する職業(仕事)について考えている高校2年生の割合(%)	55	65	III 教育	18
	運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(%)	89	89	III 教育	13
	自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合(%)	小66 中52 高51	小74 中60 高62	III 教育	18
特別支援教育の充実を図ります	「引継シート」を活用し、進学時に円滑な引継を行っている学校の割合(%)	-	100	III 教育	14
	「特別支援学校と企業との連携協議会」に参加した企業数(社)	70	95	III 教育	14
(6) 魅力ある社会教育の推進					
魅力ある社会教育を推進します	すこやかメールマガジンの登録人数(人)【再掲】	1,041	5,000	II 家族・子育て	6
	子育てサポーター等を対象とした家庭教育支援に関する研修会の参加者数(人)【再掲】	502	600	II 家族・子育て	6
	県立青少年の家が提供する親子体験活動事業への参加者の満足度の割合(%)【再掲】	98	98	II 家族・子育て	7
	「読書がとてもし楽しい」と感じる児童生徒の割合(%)	小45 中42 高38	小50 中51 高52	III 教育	12
	生涯学習情報提供システム(ホームページ)利用件数(件)	63,542	93,000	I 健康・余暇	5
	コミュニティ・スクール設置市町村数(市町村)	4	33	III 教育	16
(7) 被災児童に対する支援の推進					

○「いわて県民計画（2019～2028）」復興推進プランにおける指標

施策の具体的推進項目	事業名	計画値	(参考)「いわて県民計画(2019～2028)」復興推進プラン	
			分野	取組項目
2 子育て家庭を支援する				
(8) 被災地における保育サービスの確保				
被災した保育所等の復旧支援を促進します 震災で被災した子育て家庭への経済的支援に努めます	児童養育支援ネットワーク事業(被災児童対策事業)	・保育所職員等研修会実施回数: 48回(2019・2020計)	2 保健・医療・福祉	No.7健康の維持・増進を図るとともに、要保護児童を支援します
3 子どもの健全育成を支援する				
(7) 被災児童に対する支援の推進				
被災児童に対する支援を推進します	被災児童こころのケア事業(いわてこどもケアセンター設置運営事業)	・巡回診療: 3か所(宮古市、釜石市、大船渡市) ・巡回診療日数: 240日(2019・2020計)	2 保健・医療・福祉	No.7健康の維持・増進を図るとともに、要保護児童を支援します

※ 国の復興・創生期間終了後(R3～)の事業内容については、今後の復興状況や国の動向を踏まえて決定。

第Ⅲ章 計画の推進

第1 計画推進のためのそれぞれの役割

1 家庭の役割

家庭は、子どもと社会の接点として、基本的な生活習慣や社会的な規範を身に付けさせる場であり、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 家族一人ひとりが、それぞれの役割を認識し、お互いの生き方を尊重しながら、思いやりと助け合う意識を持つこと。
- 子育てに対する負担は、女性（母親）に偏りがちとなっていますが、固定的な性別役割分担意識を見直し、男性（父親）も家事や子育てに一層関わり、男女が共に家庭での責任を分担していくこと。
- 日頃から、子どもを家庭や社会を構成する一人の人間として尊重しながら、親子のふれあいに努め、子どもの個性や能力を最大限伸ばすよう努めること。
- 家庭における日常生活の中で、子どもに家庭学習の習慣付けを図るとともに、基本的な生活習慣や社会的マナー、自制心や自立心を身に付けさせること。
- 子どもにとってふさわしい生活の確保や体験的活動機会の提供に努めること。

2 地域の役割

地域は、子どもが仲間同士との遊びや地域の人々との交流を通じて、自立心や社会性などを養うとともに、自然とのふれあいや地域の伝統行事などへの参加を通じて、自然を大切に思う心や郷土を愛する心を育てる場として、また、人と人とのつながりの中で子育て中の親子を支える場として、次のような役割を果たしていくことが求められています。

- 家庭や学校、関係機関、子育て支援活動を行っているNPO等との連携により、地域における各種のボランティア活動、文化活動、スポーツ活動などの振興を図り、子どもたちに多様な生活体験の機会を提供していくこと。
- 市町村子ども・子育て会議における関係機関、団体と連携し、地域の子育て支援し、さらには、高齢者を含めた地域住民の協力を得て、相互援助機能の強化を図ること。

- 地域における子育て支援活動や健全育成活動への男性の積極的な参加を促進し、男女共同参画に向けた機運の醸成に努めること。

3 企業の役割

企業は、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策の施策の展開のために、積極的な取組が求められています。

特に、働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、男性を含めた子育てに理解のある職場環境の整備の充実が望まれています。

職場優先の企業風土の見直しや就労と子育ての両立支援策の充実に向けて、次のような役割を積極的に果たしていくことが求められています。

- 男女が共に家事や育児に参画できるような職場の雰囲気づくりを進めるとともに、労働時間の短縮や育児のための各種の休暇制度の定着など、家族がともに過ごす時間を確保する環境づくりを推進すること。
- 育児休業制度の利用の促進、恒常的な所定外労働の見直し、事業所内保育施設の整備、再雇用の促進などに努め、男性を含めた子育て中の労働者が仕事と生活の調和の取れた多様な働き方が実現できるよう就業環境、労働条件の整備を進めること。
- 企業の福利厚生施設を地域に開放するなど、子育て支援のための様々な社会貢献を行っていくこと。
- 学校や地域と連携しながら、社会や職業とのかかわりを意識した実践的、専門的な知識・技能に関する教育や生徒の進路意識の向上等への支援・協力を行うこと。

4 学校の役割

学校は、子どもが家庭以外で最も長い時間を過ごす場所であり、確かな学力を身に付けさせるとともに、様々な芸術・スポーツなど幅広い体験等により、集団生活の中で社会の一員として必要な習慣や社会的規範を身に付け、子ども同士の交流を通して他人を思いやる豊かな心を育てていきます。

一人ひとりの子どもの個性が尊重され、すべての子どもに魅力のある場所として、学校は、次のような役割を果たすことが求められています。

- 一人ひとりの個性を尊重し、「知・徳・体」を備え調和のとれた人間を育成すること。
- 教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた人権意識や人権感覚を育てること。
- 家族・家庭の意義や、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発すること。

5 保育施設の役割

保育施設は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設です。

入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場とするために、次のような役割を果たすことが求められます。

- 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育施設における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うこと。
- 入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うこと。
- 保育施設の職員は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、保護者に対する保育に関する指導を行い、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めること。

6 行政の役割

行政は、次世代育成支援対策が広範な領域分野にわたることから、一貫性のある施策として総合的、計画的に推進していくことが求められるとともに、地域の実情を踏まえながら、県民と一体となって、効果的かつ実効性のある施策の推進を図っていく必要があり、次のような役割を果たすことが求められています。

- 次世代育成支援対策の推進体制の連携を図りつつ、関連施策の総合的、計画的推進に努めること。
- NPO等、民間の団体等が行う子育てにやさしい環境づくりをはじめとする少子化対策に関連する自主的な活動を側面から支援する

こと。

- 各種広報活動等を通じて、子育てにやさしい環境づくりをはじめとする次世代育成支援対策の啓発に努めること。
- 子育てについての県民のニーズを踏まえ、適切な子育て支援施策をきめ細やかに展開すること。
- 次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画を策定する市町村においては、自らの行動計画に沿って、地域住民と一体となり、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進め、地域の実情に即した次世代育成支援対策の積極的な展開を図ること。

第2 計画の推進体制

1 県の推進体制

県においては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を把握しながら、具体的な施策の実施や計画の見直し等への反映に努めます。

2 県民と行政が一体となった推進体制

次世代育成支援対策について、地域の実情を踏まえながら、効果的かつ着実な施策の推進を期するため、NPO等の民間の団体や企業等の理解と自主的な取組を促進するなど、県民と行政が一体となって施策を推進していく体制の整備に努めます。

資料

主な経過等

いわての子どもを健やかに育む条例

岩手県子ども・子育て会議条例

岩手県子ども・子育て会議 委員名簿

パブリックコメントの実施結果

いわて子どもプランにおける施策の具体的推進内容と個別計画との
関連について ※別途作成

※別途作成

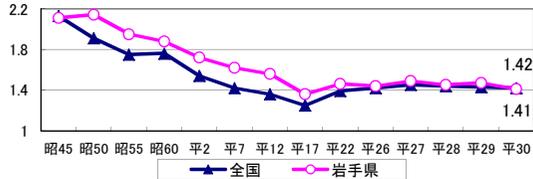
「いわて子どもプラン」改定の概要

子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化の動向

○ 本県の合計特殊出生率は、昭和50年以降低下してきましたが、近年では横ばいになっています。平成30年は、本県の数値(1.41)が全国値(1.42)を下回りました。

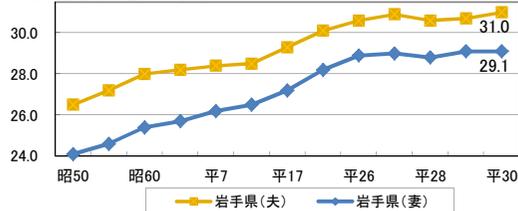
【合計特殊出生率の低下】



2 結婚を取り巻く状況

○ 出生数の減少の要因として、未婚化・晩婚化の進行があげられています。

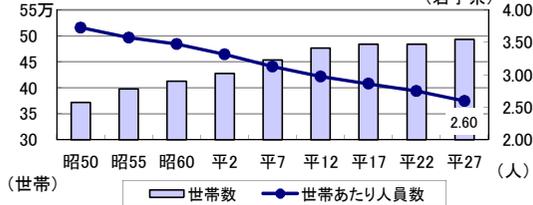
【平均初婚年齢の上昇】



3 子育て家庭の状況

○ 核家族化の進行によって世帯人員は減少しており、社会全体で子育てを支援する必要性がますます高まっています。

【世帯規模の縮小】



4 東日本大震災津波による被災の状況

○ 被災により、孤児94人、遺児489人が発生し、支援を必要としています。また、保育所など多くの児童福祉施設が被災しました。

【被災孤児・遺児数】

孤児	遺児	合計
94人	489人	583人

【被災児童福祉施設の復旧状況】

被災施設数	再開施設数	うち、自施設再開
59施設	57施設	57施設

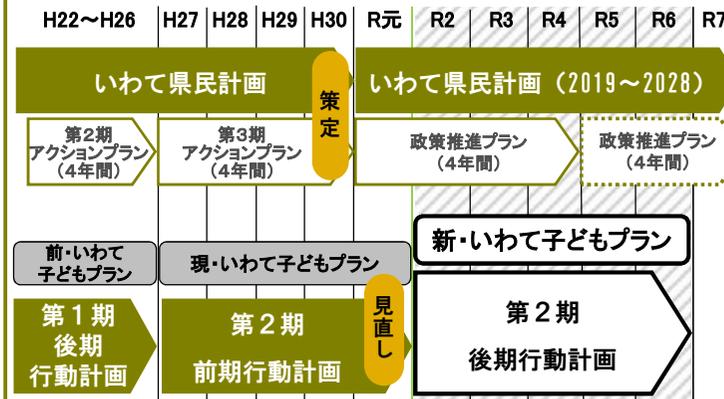
※残り2施設は、廃止

計画の性格

- この計画は、県民、企業、NPO、行政など、地域社会を構成するあらゆる主体の理解と参画を得て、本県の子育てにやさしい環境づくりや、子どもの健全な育成等を総合的・計画的に推進するための基本的な考え方と施策の基本的な方向を明らかにした実施計画です。
- また、いわての子どもを健やかに育む条例に規定する子ども・子育て支援に関する基本的計画及び次世代育成支援対策推進法に基づく岩手県行動計画として位置づけています。
- 子ども・子育て支援法に基づく「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する「いわての子ども貧困対策推進計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「岩手県ひとり親家庭等自立促進計画」及び「岩手県社会的養育推進計画」の一部も盛り込んでいるほか、国の母子保健分野の計画である「健やか親子21(第2次)」に対応しています。

計画の期間

○ 令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年とします。



(次世代育成支援対策推進法は平成27年度から10年間の時限立法)

計画の策定方針

子ども・子育て支援に関する施策等の推進に当たっては、これから家族を持つ若者の育成・支援や、現在子育て中の家庭への支援、さらには、子ども自身への支援が、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階において切れ目なく行われることが必要であることから、施策の基本方向を、

- 若者が家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する
- 子育て家庭を支援する
- 子どもの健全な育成を支援する の3つに整理し、各種サービス等を利用する県民にとって、よりわかりやすい構成とします。

重視する視点

「いわて県民計画(2019~2028)」において、「家族・子育て」など10の政策分野を設定し、一人ひとりの幸福を守り育てる取組を展開することとしています。

「いわて子どもプラン」においても、県はもとより、県民、企業、NPO、市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体の参画を得て、「一人ひとりの幸福を守り育てる」という視点を重視しながら、計画を推進します。

策定スケジュール

令和元年7月~9月
◎ 子ども・子育て会議 (7月、8月、9月)

10月~令和2年1月
○ 12月議会報告議案提出
○ パブリックコメント
○ 地域説明会
◎ 子ども・子育て会議(1月)

2月~3月
○ 社会福祉審議会(報告)
○ 2月議会承認議案提出

3月
策定

「いわて子どもプラン」 改定の内容

基本方針

男女がともに家庭や
子育てに希望を持ち、

次代を担う子どもたちが
健やかに育つ環境づくり

岩手の子どもたちに 期待すること

岩手の子どもたちが、

- ・豊かな自然や伝統文化の中で、岩手に愛情や誇りを持ち、
- ・人とのつながりを大切にしながら、被災による困難からも力強く立ち上がり、
- ・岩手の将来を担う若者として、多様な活動に取り組んでいく

ことを期待しています。

施策の基本方向

若者が家庭や 子育てに希望を持てる 環境を整備する

男女がともに子育てをする意識の醸成を図ります。

計画的な教育・保育の提供や若者の多様な交流活動の促進、結婚、妊娠・出産、就労の支援など、若者が家庭を築くことや、子どもを生育することに希望を持てる地域を目指します。

子育て家庭を 支援する

地域の関係者が参画する「子ども・子育て会議」により、多様な保育ニーズへの対応など、子育て家庭への支援の充実を図ります。

仕事と子育ての両立のため、保育サービスの一層の充実や教育・保育の総合的な提供、子育てにやさしい職場環境づくりを推進します。

子どもの健全育成を 支援する

親子のふれあいや、遊びを中心とした子どもの主体的な活動、多様な世代との交流、健康・体力づくりなどを推進します。

子どもの貧困対策、児童虐待防止対策の充実や、東日本大震災津波で被災した子どもや家庭への必要な支援を行います。

豊かな自然や人と人とのつながりを大切にする岩手の良さを体感しながら、たくましく生きる「いわてっ子」の育成を支援します。

施策の具体的推進

- (1) 若者の豊かな心づくり
・社会全体で子育てを支援する機運醸成、子どもの権利に関する意識啓発、道徳教育、人権教育の推進
- (2) 若者の就労・結婚の支援や交流活動の促進
・新規学卒者等の県内就職促進、職場定着の支援や、若者の交流活動の支援
・結婚を希望する男女や、不妊に悩む夫婦に対する支援
- (3) 男女がともに子育てをする意識の醸成
・育児を支援する企業の認証・表彰の実施、イクメンハンドブック等による育児参加への意識啓発
・「いわて家庭の日」県民運動等により家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さを啓発

- (1) みんなで子育てを支援する地域づくり
・地域子育て支援センター等、地域の子育て支援活動の充実、事故や犯罪等から子どもを守る地域の連携
- (2) 子育て相談や情報提供の充実
・あらゆる世代のニーズに対応した子育て応援情報の提供、各機関における相談支援体制の強化
- (3) 親と子の健康づくりの充実
・妊産婦に対する切れ目のない支援、小児慢性特定疾病児童の自立支援、思春期教育・相談の実施
・発達障がい児への相談対応、保育所、幼稚園での障がいの理解や指導法など適応への普及啓発
- (4) 保育サービスの充実と教育・保育の総合的な提供
・計画的な保育体制の確保、認定子ども園の普及、潜在保育士の再就職支援等による保育士の確保
- (5) 子育てにやさしい職場環境づくり
・「いわて働き方改革推進運動」など仕事と生活の調和の啓発、小規模保育など地域型保育事業の実施
- (6) 経済的負担の軽減
・児童手当の支給や子ども・妊産婦の医療費の一部助成、幼児教育、保育の無償化、就学支援等の実施
- (7) ひとり親家庭等への支援の充実
・母子父子自立支援員等による相談や就業支援、家計管理支援など個々の家庭に応じた支援
- (8) 被災地における保育サービスの確保
・震災により被災した養育者の一時的な休息援助、保育支援研修会の実施、保育料の減免支援

- (1) 地域における健全育成活動の推進
・いわて子どもの森と児童館・放課後児童クラブとの連携推進、遊び環境の充実、指導者研修の実施
・子どもの生活実態調査結果を踏まえた、子どもの貧困対策の総合的な推進
- (2) 岩手の食育の推進
・食生活改善推進員等と連携した食育教室、農林水産業への理解醸成と食への感謝の心の育成
- (3) 児童虐待防止対策の充実
・虐待や疑い事案の速やかな通告の啓発、市町村及び児童相談所における機能強化、児童相談所と市町村や関係機関との連携促進
- (4) 社会的養護体制の充実
・里親支援の充実や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等による、家庭的環境の下での養育の推進
- (5) 生きる力を育む学校教育の推進
・「主体的・対話的で深い学び」の推進、特別支援教育の幼少期からの継続した支援、進路支援の充実
- (6) 魅力ある社会教育の推進
・子育てやしつけに悩む親の相談体制や家庭教育に役立つ情報提供の充実、地域学校協働活動の充実
- (7) 被災児童に対する支援の推進
・いわて子どもケアセンターによる心のケアの実施、震災孤児・遺児家庭への相談・支援の実施

岩手県子ども・子育て会議及び各部会の開催予定について

	令和元年7月	8月		9月		10月			11月			12月			令和2年1月		
岩手県子ども・子育て会議(親会議)	第1回(19日) ・プラン策定方針			第2回(21日) ・プラン素案		第3回(12日) ・プラン中間案									第4回(上旬) ・プラン最終案		
支援計画部会						第1回(下旬) ・計画素案		第2回(下旬) ・計画中間案						第3回(1月中) ・計画最終案			
子どもの貧困対策推進計画部会					(検討委員会) ・調査結果		第1回(下旬) ・計画中間案						第2回(1月中) ・計画最終案				
ひとり親家庭等自立促進計画部会					第1回(下旬) ・調査結果 ・計画素案		第2回(下旬) ・計画中間案						第3回(1月中) ・計画最終案				
認定こども園部会														令和2年3月 ・認定こども園の認可			